

別表第一 工場（第二条関係）

- 一 定格出力の合計が二・二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
- 二 定格出力の合計が〇・七五キロワット以上二・二キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
  - 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
  - 印刷又は製本
  - 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
  - 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
  - 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
  - ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
  - 金属箔又は金属粉の製造
  - つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
  - 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材の小さな削り若しくは細断
  - 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを

別表第一 工場（第二条関係）

- 一 定格出力の合計が二・二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
- 二 定格出力の合計が〇・七五キロワット以上二・二キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
  - 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
  - 印刷又は製本
  - 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
  - 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
  - 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
  - ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
  - 金属箔又は金属粉の製造
  - つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
  - 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材の小さな削り若しくは細断
  - 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを

含む。)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨<sup>ま</sup>

■ ガラスの研磨<sup>ま</sup>又は砂吹き

■ レイミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レイミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)

■ 魚肉又は食肉錬製品の製造又は加工

■ 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり二十リットル以上又は火格子面積が〇・五平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

■ 金属線材(管を含む。)の引抜き

■ 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断

■ 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨<sup>ま</sup>、切削若しくは鉸<sup>び</sup>打ち

■ ショットプラスチック又はサンドプラスチックによる金属の表面処理

■ 塗料、染料又は絵具の吹付け

■ 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造

含む。)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨<sup>ま</sup>

■ ガラスの研磨<sup>ま</sup>又は砂吹き

■ レイミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レイミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)

■ 魚肉又は食肉錬製品の製造又は加工

■ 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり二十リットル以上又は火格子面積が〇・五平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

■ 金属線材(管を含む。)の引抜き

■ 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断

■ 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨<sup>ま</sup>、切削若しくは鉸<sup>び</sup>打ち

■ ショットプラスチック又はサンドプラスチックによる金属の表面処理

■ 塗料、染料又は絵具の吹付け

■ 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造

- 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- ドライクリーニング
- テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
- たん白質の加水分解
- 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- 電気分解又は電池の製造
- 床面積の合計が五十平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- 発電の作業
- 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鑄造を除く。）
- 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥

- 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- ドライクリーニング
- テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
- たん白質の加水分解
- 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- 電気分解又は電池の製造
- 床面積の合計が五十平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- 発電又は変電の作業
- 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鑄造を除く。）
- 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥

- 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- 印刷用インク又は絵具の製造
- アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- 電気用カーボンの製造
- 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- 肥料の製造
- ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
- ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ピスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製

- 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- 印刷用インク又は絵具の製造
- アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- 電気用カーボンの製造
- 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- 肥料の製造
- ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
- ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- 塩素、ブロム、ヨード、いおう、塩化いおう、オキシ塩化りん、弗化水素、塩酸、硝酸、硫酸、クロールズルホン酸、りん酸、苛性ソーダ、苛性カリ、アンモニア水、炭酸カリ、洗たくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸そう鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、バリウム化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、クローム化合物、シアン化合物、

■ 有機薬品の合成

■ 火床面積が〇・五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却

■ 油缶その他の空き缶の再生

■ 金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工

■ 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造

■ 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の

染色若しくは漂白又は皮革の染色

■ 紙又はパルプの製造

■ 写真の現像

■ 有害ガスを排出する物の製造又は加工

■ 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表第二 指定作業場（第二条関係）

一 レディミクスコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）

クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、スルホナール、グリセリン、イヒチオールスルホン酸アンモン、さく酸、石炭酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製

■ 有機薬品の合成

■ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白

■ 火格子面積が〇・五平方メートル以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却

■ 油かんその他の空き缶の再生

■ 金属の酸洗い、腐しよく、メッキ又は被膜加工

■ 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造

■ 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の

染色若しくは漂白又は皮革の染色

■ 紙又はパルプの製造

■ 写真の現像

別表第二 指定作業場（第二条関係）

一 レディミクスコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）

- 
- 二 自動車駐車場（自動車等の收容能力が二十台以上のものに限る。）
  - 三 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）
  - 四 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第二十三号に規定する設備を有する事業所をいう。）
  - 五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗淨機を使用するものに限る。）
  - 六 ウエスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
  - 七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項及び第四項、第十四条第一項及び第四項並びに第十四条の四第一項及び第四項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
  - 八 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
  - 九 材料置場（面積が百平方メートル以上のものに限る。）
- 

- 二 自動車駐車場（自動車等の收容能力が二十台以上のものに限る。）
  - 三 専用自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）
  - 四 ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド
  - 五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗淨機を使用するものに限る。）
  - 六 ウエスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
  - 七 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
  - 八 材料置場
-

十 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第三項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）

十一 と畜場

十二 畜舎（豚房の総面積が五十平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が二百平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）

十三 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場

十四 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場

十五 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場

十六 めん類製造場

十七 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）

十八 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）

十九 洗濯施設を有する事業場

二十 廃油処理施設を有する事業場

二十一 汚泥処理施設を有する事業場

二十二 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場

九 死亡獣畜取扱場

十 と畜場

十一 畜舎（豚房の総面積が五十平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が二百平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）

十二 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場

十三 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場

十四 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場

十五 めん類製造場

十六 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）

十七 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）

十八 洗濯施設を有する事業場

十九 廃油処理施設を有する事業場

二十 汚泥処理施設を有する事業場

二十一 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場

二十三 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）

二十四 下水処理場（下水道法第二条第六号に規定する終末処理場をいう。）

二十五 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場

二十六 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を有する事業場

二十七 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場

二十八 焼却炉（火床面積が〇・五平方メートル未満で

二十二 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）

二十三 下水処理場（下水道法第二条第六号に規定する終末処理場をいう。）

二十四 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。以下ボイラーにおいて同じ。）、ボイラー（日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を有する事業所

あつて焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満のものを除く。）を有する事業場

二十九 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が百五十平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの

三十 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

三十一 病院（病床数三百以上を有するものに限る。）

三十二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

別表第三 有害ガス（第二条関係）

- 一 弗素及びその化合物
- 二 シアン化水素

二十五 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が百五十平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの

別表第三 有害ガス（第二条関係）

- 一 アンモニア
- 二 弗素及び弗素化合物

- 
- 三 ホルムアルデヒド
  - 四 メタノール
  - 五 イソアミルアルコール
  - 六 イソプロピルアルコール
  - 七 塩化水素
  - 八 アクロレイン
  - 九 アセトン
  - 十 塩素
  - 十一 メチルエチルケトン
  - 十二 メチルイソブチルケトン
  - 十三 ベンゼン
  - 十四 臭素及びその化合物
  - 十五 窒素酸化物
  - 十六 トルエン
  - 十七 フェノール
  - 十八 硫酸（三酸化いおうを含む。）
  - 十九 クロム化合物
  - 二十 キシレン
  - 二十一 塩化スルホン酸
  - 二十二 トリクロロエチレン
  - 二十三 テトラクロロエチレン
  - 二十四 ピリジン
  - 二十五 酢酸メチル
  - 二十六 酢酸エチル
  - 二十七 酢酸ブチル

- 
- 三 シアン化水素
  - 四 一酸化炭素
  - 五 ホルムアルデヒド
  - 六 メタノール、イソアミルアルコール及びイソプロピルアルコール
  - 七 硫化水素
  - 八 塩化水素
  - 九 アクロレイン
  - 十 アセトン
  - 十一 二酸化いおう
  - 十二 塩素
  - 十三 メチルエチルケトン及びメチルイソブチルケトン
  - 十四 ベンゼン
  - 十五 臭素及び臭素化合物
  - 十六 窒素酸化物
  - 十七 トルエン
  - 十八 フェノール
  - 十九 硫酸（三酸化いおうを含む。）
  - 二十 クローム酸
  - 二十一 キシレン
  - 二十二 塩化スルホン酸
  - 二十三 トリクロロエチレン
  - 二十四 テトラクロロエチレン
  - 二十五 ピリジン
  - 二十六 酢酸メチル、酢酸エチル及び酢酸ブチル
-

- 二十八 ヘキサン
- 二十九 スチレン
- 三十 エチレン
- 三十一 二硫化炭素
- 三十二 クロルピクリン
- 三十三 ジクロロメタン
- 三十四 一・二 ジクロロエタン
- 三十五 クロロホルム
- 三十六 塩化ビニルモノマー
- 三十七 酸化エチレン
- 三十八 砒素及びその化合物
- 三十九 マンガン及びその化合物
- 四十 ニッケル及びその化合物
- 四十一 カドミウム及びその化合物
- 四十二 鉛及びその化合物

別表第四 有害物質（第二条関係）

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

- 二十七 メルカプタン
- 二十八 ノルマルヘキサン
- 二十九 スチレン
- 三十 エチレン
- 三十一 二硫化炭素
- 三十二 クロールピクリン

- 八 アルキル水銀化合物
- 九 PCB
- 十 トリクロロエチレン
- 十一 テトラクロロエチレン
- 十二 ジクロロメタン
- 十三 四塩化炭素
- 十四 一・二 ジクロロエタン
- 十五 一・一 ジクロロエチレン
- 十六 シス 一・二 ジクロロエチレン
- 十七 一・一・一 トリクロロエタン
- 十八 一・一・二 トリクロロエタン
- 十九 一・三 ジクロロプロペン
- 二十 チウラム
- 二十一 シマジン
- 二十二 チオベンカルブ
- 二十三 ベンゼン
- 二十四 セレン及びその化合物

別表第五 特定自動車（第三十七条関係）

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、第五号に掲

- ける自動車以外のもの
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であつて、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であつて、次号に掲げる自動車以外のもの
- 五 散水自動車、壺きゆう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であつて、知事が別に定めるもの

別表第六 粒子状物質排出基準（第三十七条関係）

自動車の種別	測定の方法	自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度	
		平成十七年四月一日以降の知事が別に定める日	平成十七年四月一日以前に降の知事が別に定める日の前日までの間適用するもの
一 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	十・十五モードによる測定	一キロメートル走行当たり○・八グラム	一キロメートル走行当たり○・五二グラム
二 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が	十・十五モードによる測定	一キロメートル走行当たり○・九グラム	一キロメートル走行当たり○・六グラム

<p>千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	
<p>三 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が二千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ディーゼル自動車用十三モジュールによる測定</p>
<p>一キロワット時 当たり〇・二五 グラム</p>	
<p>一キロワット時 当たり〇・一八 グラム</p>	

備考

一 十・十五モードによる測定とは、自動車が車両重量に百キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となつた後に、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）別表第三の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

二 ディーゼル自動車用十三モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第七の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の上欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一 ばい煙  
(一) いおう酸化物

別表第四 工場に適用する規制基準（第六条関係）

一 ばい煙  
(一) いおう酸化物

ア 工場

次の式により算出したいおう酸化物の量（付表第一欄に掲げる施設に適用する。）

$$S = (S_1 t_1 + S_2 t_2 + S_3 t_3 \dots) \times C + (S_1' t_1' + S_2' t_2' + S_3' t_3' \dots)$$

$$S = K_0 \times 10^{-3} \text{He}^2$$

$$S = K_n \times 10^{-3} \text{He}^2$$

これらの式において、S、s、s'、t、t'、C、K<sub>0</sub>、K<sub>n</sub>及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

S 工場から大気中に排出されるいおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した立方メートル毎時）

s 施設（特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（西東京市が設置された日の前日において保谷市であった区域（以下「旧保谷市」という。）に限る。）の区域にあつては、昭和四十七年一月五日において既に設置され、又は着工されているものに限る。）ことの排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量（単位 標準状態に換算した立方メートル毎時）

s' 特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域内において昭和四十七年一月六日以後に着工した施設ことの排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量（単位 標準状態に換算した立方メートル毎時）

t 及び t' 付表第一欄に掲げる施設及び規模ごとの同表第二欄に掲げる当該施設の使用時間（使用時間が同欄に掲げる時間を超えるときは、当該使用時間 単位 時間）

C 付表第二欄に掲げる s<sub>1,t</sub>、s<sub>2,t</sub>、s<sub>3,t</sub>…及び s<sub>1,t'</sub>、s<sub>2,t'</sub>、s<sub>3,t'</sub>…の和の値ごとの同表下欄に掲げる値

K<sub>0</sub> 特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域にあつては三・〇、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市（あきる野市が設置された日の前日において秋川市であった区域（以下「旧秋川市」という。）に限る。）に限り、西東京市（旧保谷市を除く。）及び西多摩郡瑞穂町の区域にあつては六・四

次の式により算出したいおう酸化物の量

$$S = (S_1 t_1 + S_2 t_2 + S_3 t_3 \dots) \times C + (S_1' t_1' + S_2' t_2' + S_3' t_3' \dots)$$

上の式において、S、s、s'、t、t'、C、K<sub>0</sub>、K<sub>n</sub>及びHeはそれぞれ次の値を表すものとする。

S 工場から大気中に排出されるいおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した立方メートル毎時）

s 施設（特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（西東京市が設置された日の前日において保谷市であった区域（以下「旧保谷市」という。）に限る。）の区域にあつては、昭和四十七年一月五日において既に設置され、又は着工されているものに限る。）ことの排出口から大気中に排出される付表第一欄に掲げる式により算出したいおう酸化物の量（単位 標準状態に換算した立方メートル毎時）

s' 特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域内において昭和四十七年一月六日以後に着工した施設ことの排出口から大気中に排出される付表第一欄に掲げる式により算出したいおう酸化物の量（単位 標準状態に換算した立方メートル毎時）

t 及び t' 付表第一欄に掲げる施設及び規模ごとの同表第二欄に掲げる当該施設の使用時間（使用時間が同欄に掲げる時間を超えるときは、当該使用時間 単位 時間）

C 付表第三欄に掲げる s<sub>1,t</sub>、s<sub>2,t</sub>、s<sub>3,t</sub>…及び s<sub>1,t'</sub>、s<sub>2,t'</sub>、s<sub>3,t'</sub>…の和の値ごとの同表下欄に掲げる値

備考

いおう酸化物の排出量の算出方法は、日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法によつて測定したいいおう酸化物の濃度及び次の各号のいずれかの方法により測定した排出ガス量により算出する。

一次に掲げる算式により排出ガス量を算定する方法

$G = (G_0 + (E - 1) \cdot A_0) \cdot W$

この式において、G、G<sub>0</sub>、A<sub>0</sub>、W及びmは、それぞれ次の値を表すものとする。この場合において、G<sub>0</sub>、A<sub>0</sub>及びmは、日本工業規格 B 八二二二又は Z 八八〇八に定める方法等適当であると認められる方法により算定され、Wは、日本工業規格 Z 八七六二又は Z 八七六三に定める方法等適当であると認められる方法により測定されたものとする。

Kn 二、その他の区域にあつては一七・五  
 一・一七（昭和四十七年一月六日から昭和四十九年三月三十一日までの間に着工した施設について適用する場合にあつては、二・九二）  
 He 次の式により補正した排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = Ho + 0.65 (Hm + H0)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{q \cdot V}}{2.58} + \frac{1}{1 + \frac{V}{288}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} q (T - 288) \times (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、Ho、q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）
- q 温度十五度における総排出物の量（単位 立方メートル毎秒）
- V 総排出物の排出速度（単位 メートル毎秒）
- T 総排出物の温度（単位 絶対温度）

備考 いおう酸化物の排出量は、次の各号のいずれかの方法により算出されたものとする。

- 一 日本工業規格K〇一〇三に定める方法によって測定したいおう酸化物の濃度及び次に掲げるいずれかの方法により算出した排出ガス量により算出する方法
- (一) 次に掲げる算式により排出ガス量を算定する方法

$$G = (Go + (m - 1) \times Ao) \times W$$

この式において、G、Go、Ao、W及びmは、それぞれ次の値を表

- G 乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した単位時間当たりの立方メートル）
- Go 燃料の量一単位当たりの理論乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル）
- Ao 燃料の量一単位当たりの理論空気量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル）
- W 単位時間当たりの燃料の使用量
- m 空気比

二 出力の大きさと日本工業規格Z八八〇八に定める方法により測定された排出ガス量との間に認められる相関関係を用いて、出力の大きさから排出ガス量を算定する方法（発電の用のみに供するボイラーの排出ガス量を算定する場合に限る。）

付表第一

$$S = Ko \times 10^{-3} He^2$$

$$S = Kn \times 10^{-3} He^2$$

これらの式においてKo、Kn及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ko 特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域にあつては三・〇、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、

すものとする。この場合において、Go、Ao及びmは、日本工業規格B八二二又はZ八八〇八に定める方法等適当であると認められる方法により算定され、Wは、日本工業規格Z八七六二又はZ八七六三に定める方法等適当であると認められる方法により測定されたものとする。

G 乾き排出ガス量（単位 標準状態に換算した単位時間当たりの立方メートル）

Go 燃料の量一単位当たりの理論乾き排出ガス量（単位 標準状態に換算した立方メートル）

Ao 燃料の量一単位当たりの理論空気量（単位 標準状態に換算した立方メートル）

W 単位時間当たりの燃料の使用量

m 空気比

(二) 出力の大きさと日本工業規格Z八八〇八に定める方法により測定された排出ガスの量との間に認められる相関関係を用いて、出力の大きさから排出ガス量を算定する方法（発電の用のみに供するボイラーの排出ガス量を算定する場合に限る。）

(三) 日本工業規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量を測定し算定する方法  
 一 日本工業規格K二三〇一、K二五四一又はM八八一三に定める方法により燃料のいおう含有率を、日本工業規格Z八七六二又はZ八七六三に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量を測定し算出する方法

イ 指定作業場

次の式により算出したいおう酸化物の量（付表第一第一欄に掲げる施設のうち一の項及び十二の項の施設に適用する。）

$$S = K_o \times 10^{-3} \cdot He_2$$

$$S = K_n \times 10^{-3} \cdot He$$

これらの式において、S、S、Ko、Kn及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

S 施設（特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域にあつては、昭和四十七年一月五日において既に設置され、又は着工されているものに限る。）から大気中に排出されるいおう酸化物の量（単位 標準状態に換算した立方メートル毎時）

東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市（山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内、五日市、小中野、小和田、留原、高尾、館谷、入野、深沢、戸倉、乙津、養沢及び小峰台の区域を除く。）、西東京市（旧保谷市を除く。）及び西多摩郡瑞穂町の区域にあつては六・四二、その他の区域にあつては一七・五  
 Kn 一・一七（昭和四十七年一月六日から昭和四十九年三月三十一日までの間に着工した施設について適用する場合にあつては、二・九二）

He 次の式により補正した排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Hh)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{q \cdot V}}{2.58}$$

$$Hh = \frac{1}{V}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} q(T - 288) \cdot (2.3010 \cdot \frac{J}{T} + 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{q \cdot V} \cdot (1460 - \frac{296 \times V}{T - 288} + 1)}$$

これらの式においてHo、q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

q 温度一五度における総排出物の量（単位 立方メートル毎秒）

T 総排出物の排出速度（単位 メートル毎秒）

V 総排出物の温度（単位 絶対温度）

S 特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域内において昭和四十七年一月六日以後に着工した施設から大気中に排出されるいおう酸化物の量（単位 標準状態に換算した立方メートル毎時）  
 HeKnKo  
 工場に定めるKoに同じ。  
 工場に定めるHeKnに同じ。  
 工場に定めるHeKnに同じ。

備考 いおう酸化物の排出量の算出方法は、工場の算出方法によるものとする。

付表第一		第一欄	第二欄
施設の種類の	施設の規模		
一 ボイラー及び暖房用熱風炉（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。） 二 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉（希硫ガス又はいおう化合物の含有率が重量比で〇・一パーセント以下である揮発油を燃料として専焼させるものを除く。） 三 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉 四 金属の精錬の用に供する転炉及び平炉 五 金属の精製又は鑄造の用に供す	ボイラーにあつては、日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が五平方メートル以上	発電用のものにあつては二四、その他のものにあつては八	八 二四

付表第二		第一欄	第二欄
施設の種類の	施設の規模		
一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。） 二 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉（希硫ガス又はいおう化合物の含有率が重量比で〇・一パーセント以下である揮発油を燃料として専焼させるものを除く。） 三 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉 四 金属の精錬の用に供する転炉及び平炉 五 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 六 金属の鍛造若しくは圧延又は金	日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が五平方メートル以上	発電用のものにあつては二四、その他のものにあつては八	八 二四 八

火格子面積が〇・

<p>六 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理若しくは溶融めっきの用に供する加熱炉</p>	<p>六の項の施設の規模 火格子面積が〇・五平方メートル以上又は微粉炭用バーナーの容量が一時間当たり四〇キログラム以上、液体燃料用バーナーの容量が一時間当たり二〇リットル以上、ガス燃料用バーナーの容量が一時間当たり四〇立方メートル以上若しくは変圧器の定格容量が一〇〇キロボルトアンペア以上</p>	<p>六の項の施設の規模 焼成炉及び溶融炉にあつては二四、加熱炉にあつては八</p>	<p>九 無機化学工業品又は食品品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉 十 乾燥炉 十一 金属の精製若しくは精錬、精銑、製鋼又は合金若しくはカーバタイトの製造の用に供する電気炉 十二 廃棄物焼却炉</p>
--	--	--	--

<p>属若しくは金属製品の熱処理若しくは溶融メッキの用に供する加熱炉</p>	<p>六の項の施設の規模 六の項の施設の規模に同じ。 六の項の施設の規模に同じ。</p>	<p>六の項の施設の規模 六の項の施設の規模に同じ。 六の項の施設の規模に同じ。</p>	<p>九 無機化学工業品又は食品品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉 十 乾燥炉 十一 金属の精製若しくは精錬、精銑、製鋼又は合金若しくはカーバタイトの製造の用に供する電気炉 十二 廃棄物焼却炉</p>
--	--	--	--

十三 空き缶再生の用に供する蒸し焼き炉	火格子面積が〇・五平方メートル以上又は微粉炭用バーナーの容量が一時間に四〇キログラム以上、又は液体燃料用バーナーの容量が一時間に二〇リットル以上、ガス燃料用バーナーの容量が一時間に四〇リットル以上若しくは変圧器の定格容量が一〇キロボルトアンペア以上	八	八	他のもの にあつては
---------------------	--	---	---	---------------

付表第二

st 及びs't'の和の値	Cの値
一、〇〇〇未満	一・〇〇〇
一、〇〇〇以上五、〇〇〇未満	〇・九五〇
五、〇〇〇以上	〇・九〇〇

(二) ばいじん

ア 工場  
■ 総排出量に係る基準

次の式により算出したばいじんの量

$$D = \frac{(dq_1 + dq_2 + dq_3 + \dots) \times C + (d_1'q_1 + d_2'q_2 + d_3'q_3 + \dots)}{q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q_1' + q_2' + q_3' + \dots}$$

焼炉 十四 二の項、六の項、七の項及び八の項に掲げる加熱炉以外の加熱炉	火格子面積が〇・五平方メートル以上又は微粉炭用バーナーの容量が一時間に四〇キログラム以上、又は液体燃料用バーナーの容量が一時間に二〇リットル以上、ガス燃料用バーナーの容量が一時間に四〇リットル以上若しくは変圧器の定格容量が一〇キロボルトアンペア以上	八
--	--	---

付表第三

st 及びs't'の和の値	Cの値
一、〇〇〇未満	一・〇〇〇
一、〇〇〇以上五、〇〇〇未満	〇・九五〇
五、〇〇〇以上	〇・九〇〇

(二) ばいじん

ア 工場の総排出量に係る基準

次の式により算出したばいじんの量

$$D = \frac{(dq_1 + dq_2 + dq_3 + \dots) \times C + (d_1'q_1 + d_2'q_2 + d_3'q_3 + \dots)}{q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q_1' + q_2' + q_3' + \dots}$$

この式において、D、d、q、q及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

D 工場から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートル当たりのばいじんの量(単位:グラム)

d 特別区の存する区域内において設置された施設のうち昭和四十六年六月二十四日以前に着工されたものについては施設ごとの別表第七の一の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(一)の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(二)の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、昭和四十六年六月二十五日から昭和五十七年五月三十一日までに着工されたものについては施設ごとの同欄の中段に掲げる値、その他の区域内において設置された施設については施設ごとの同欄の中段に掲げる値

q 特別区(一)の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(二)の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、昭和五十七年五月三十一日以前に着工されたものに限る。この排出物から大気中に排出される総排出物の量を次の式により換算した値(単位:立方メートル毎時)

$$q = \frac{21}{21 - O_n} \times q_s$$

この式において、 $O_s$ 、 $O_n$ 及び $q_s$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$O_s$  施設ごとの総排出物中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位:百分率)

$O_n$  施設ごとの別表第七の一の部(二)の款アの項の表第三欄に掲げる値。ただし、同欄に $O_s$ とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとの $O_s$ と同じ値とする。

$q_s$  施設ごとの排出物から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物の量(単位:立方メートル毎時)

q 特別区(一)の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(二)の部(二)の款アの項の表第二欄の中段に掲げる値、昭和四十六年六月二十五日から昭和五十七年五月三十一日までに着工されたものについては施設ごとの同欄の中段に掲げる値、その他の区域内において設置された施設については施設ごとの同欄の中段に掲げる値

この式において、D、d、q、q及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

D 工場から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートル当たりのばいじんの量(単位:グラム)

d 特別区の存する区域内において設置された施設のうち昭和四十六年六月二十四日以前に着工されたものについては施設ごとの別表第四の一の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(一)の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(二)の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、昭和四十六年六月二十五日から昭和五十七年五月三十一日までに着工されたものについては施設ごとの同欄の中段に掲げる値、その他の区域内において設置された施設については施設ごとの同欄の中段に掲げる値

q 特別区(一)の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(二)の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、昭和五十七年五月三十一日以前に着工されたものに限る。この排出物から大気中に排出される総排出物の量を次の式により換算した値(単位:立方メートル毎時)

$$q = \frac{21}{21 - O_n} \times q_s$$

この式において、 $O_s$ 、 $O_n$ 及び $q_s$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$O_s$  施設ごとの総排出物中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位:百分率)

$O_n$  施設ごとの別表第四の一の部(二)の款イの項の表第三欄に掲げる値。ただし、同欄に $O_s$ とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとの $O_s$ と同じ値とする。

$q_s$  施設ごとの排出物から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物の量(単位:立方メートル毎時)

q 特別区(一)の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、特別区(二)の部(二)の款イの項の表第二欄の中段に掲げる値、昭和四十六年六月二十五日から昭和五十七年五月三十一日までに着工されたものについては施設ごとの同欄の中段に掲げる値、その他の区域内において設置された施設については施設ごとの同欄の中段に掲げる値

の量を次の式により換算した値（単位 立方メートル毎時）

$$q^i = \frac{21}{21 - O_s} \times q_s^i$$

この式において、 $O_s$ 、 $O_n$ 及び $q_s^i$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$O_s$  施設ごとの総排出物中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）

（単位 百分率）

$O_n$  施設ごとの別表第七 一の部(二)の款アの項■の表第三欄に掲げる値。ただし、同欄に $O_s$ とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとの $O_s$ と同じ値とする。

$q_s^i$  施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物の量（単位 立方メートル毎時）

C 付表上欄に掲げる  $d_1 q_1^i$ 、 $d_2 q_2^i$ 、 $d_3 q_3^i$  ……及び  $d_1' q_1^i$ 、 $d_2' q_2^i$ 、 $d_3' q_3^i$  ……の和の値ごとの同表下欄に掲げる値

備考

- 一 この表のばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 二 ばいじんの量の測定は、日本工業規格Z八八〇八に定める方法による。

付表

d q及びd'q'の和の値	Cの値
一〇、〇〇〇未満	一・〇〇〇
一〇、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満	〇・九五

の量を次の式により換算した値（単位 立方メートル毎時）

$$q^i = \frac{21}{21 - O_s} \cdot q_s^i$$

この式において、 $O_s$ 、 $O_n$ 及び $q_s^i$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$O_s$  施設ごとの総排出物中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）

（単位 百分率）

$O_n$  施設ごとの別表第四 一の部(二)の款イの項の表第三欄に掲げる値。ただし、同欄に $O_s$ とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとの $O_s$ と同じ値とする。

$q_s^i$  施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物の量（単位 立方メートル毎時）

C 付表上欄に掲げる  $d_1 q_1^i$ 、 $d_2 q_2^i$ 、 $d_3 q_3^i$  ……及び  $d_1' q_1^i$ 、 $d_2' q_2^i$ 、 $d_3' q_3^i$  ……の和の値ごとの同表下欄に掲げる値

三〇、〇〇〇以上

〇・九〇

ばい煙施設に係る基準

第一欄	施設の種類	方式・用途による区分	規模の区分	第二欄	第三欄
				排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物（立方メートルに含まれるばいじんの量（単位グラム）） 下二段に掲げる施設以外の施設 特別区の存する区域内において昭和四十六年六月二十一日から昭和五十七年六月一日以後に着工された施設 特別区の存する区域内において昭和五十七年六月一日以後に着工された施設	〇nの値

ばい煙施設に係る基準

第一欄	施設の種類	方式・用途による区分	規模の区分	第二欄	第三欄
				排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物（立方メートルに含まれるばいじんの量（単位グラム）） 下二段に掲げる施設以外の施設 特別区の存する区域内において昭和四十六年六月二十一日から昭和五十七年六月一日以後に着工された施設 特別区の存する区域内において昭和五十七年六月一日以後に着工された施設	〇nの値

付表

d,q及びrの和の値	Cの値
一〇、〇〇〇未満	一・〇〇
一〇、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満	〇・九五
三〇、〇〇〇以上	〇・九〇

備考

- この表のばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（一時間につき合計六分間を越えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- ばいじんの量の測定は、日本工業規格Z八〇八八に定める方法による。

<p>1 ガスを専焼させるもの(5に掲げるものを除く。)</p>		<p>2 重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)</p>		<p>3 紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5に掲げるものを除く。)</p>		<p>4 石炭を燃焼させるもの(5に掲げるものを除く。)</p>		<p>ボイラー(別表第七(一)付表第一(以下「付表第一」といふ。))の項第一欄に掲げる施設をいう。)</p>
<p>総排出物量(標準状態に換算した一時間当たりの総排出物量の最大値とする。以下同じ。)</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が二〇万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が二〇万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が二〇万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>〇・〇五</p>
〇・〇五	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇三
五	四	Os	Os	六				

<p>1 ガスを専焼させるもの(5に掲げるものを除く。)</p>		<p>2 重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)</p>		<p>3 紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5に掲げるものを除く。)</p>		<p>4 石炭を燃焼させるもの(5に掲げるものを除く。)</p>		<p>ボイラー(別表第四(一)付表第二(以下「付表第二」といふ。))の項第一欄に掲げる施設をいう。)</p>
<p>総排出物量(標準状態に換算した一時間当たりの総排出物量の最大値とする。以下同じ。)</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が二〇万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が二〇万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が二〇万立方メートル以上</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル以上</p>	<p>〇・〇五</p>
〇・〇五	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇三
五	四	Os	Os	六				

<p>5 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうちの触媒再生塔に附属するもの</p>	<p>総排出物量が四万立方メートル未満</p>	<p>〇・二〇</p>	<p>〇・二〇</p>	<p>〇・一五</p>	<p>四</p>
--	-------------------------	-------------	-------------	-------------	----------



十 金属の鍛造若しくは 圧延又は金属若しくは 金属製品の熱処理若しくは溶融めっき の用に供する加熱炉 (付表第一六の項 第一欄に掲げる施	七 金属の精錬の用に 供する転炉	八 金属の精錬の用に 供する平炉	九 金属の精製又は鑄 造の用に供する溶解 炉	3 1及び2に掲げる もの以外のもの		1 鋼、鉛又は亜鉛の 精錬の用に供するも ののうち燃焼型のも の		2 鋼、鉛又は亜鉛の 精錬の用に供するも ののうち燃焼型以外 のもの		3 1及び2に掲げる もの以外のもの		方メートル未満			
				方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上
				○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇
Os		Os		Os		Os		Os		Os		Os			

十二 窯業製品の製造 の用に供する焼成炉 (付表第二八の項 第一欄に掲げる焼成 土中釜以外のもの	八 金属の精錬の用に 供する平炉	九 金属の精製又は鑄 造の用に供する溶解 炉	十 金属の鍛造若しくは 圧延又は金属若しくは 金属製品の熱処理若しくは溶融めっき の用に供する加熱炉 (付表第二六の項 第一欄に掲げる施 設をいう。)	3 1及び2に掲げる もの以外のもの		1 鋼、鉛又は亜鉛の 精錬の用に供するも の及び鉛の第二次精 錬(鉛合金の製造を 含む。)又は鉛の管 、板若しくは線の製 造の用に供するもの		2 鉛蓄電池又は鉛系 顔料の製造の用に供 するもの		3 1及び2に掲げる もの以外のもの		以外のも の 3 1及び2に掲げる もの以外のもの			
				方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上	方メートル未満	方メートル以上
				○・三〇	○・四〇	○・一五	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇	○・二〇	○・一〇
一五		Os		Os		Os		Os		Os		Os			



十五 無機化学工業品 又は食料品の製造の 用に供する反応炉及 び直火炉（付表第一 九の項第一欄に掲 げる施設をいう。）	1 鉛系顔料の製造の 用に供する反応炉	2 1 に掲げるもの以外 のもの	総排出物量が四万立 方メートル以上	〇・一五	〇・一〇	六（鉛酸化 物製造の用 に供するも の） はOs）
			総排出物量が四万立 方メートル未満	〇・二〇	〇・一〇	
十六 乾燥炉（付表第 一十の項第一欄に 掲げる施設をいう。）	1 骨材乾燥の用に供 するもの	2 銅、鉛又は亜鉛の 精錬の用に供するも の	総排出物量が四万立 方メートル以上	〇・一五	〇・一〇	一六（直接 熱風乾燥炉 にあつては Os）
			総排出物量が四万立 方メートル未満	〇・二〇	〇・一〇	
十七 金属の精製若し くは精錬、製鉄、製 鋼又は合金鉄若しく はカーバイトの製造 の用に供する電気炉	1 合金鉄（珪素の含 有率が四〇パーセン ト以上のものに限 る。）の製造の用に 供するもの	2 合金鉄（珪素の含 有率が四〇パーセン ト未満のものに限 る。）又はカーバイ トの製造の用に供す るもの	総排出物量が四万立 方メートル以上	〇・二〇	〇・一〇	Os
			総排出物量が四万立 方メートル未満	〇・二〇	〇・一〇	
十八 廃棄物焼却炉（ 付表第一十二の項 第一欄に掲げる施設 をいう。）	3 1及び2に掲げる もの以外のもの	焼却能力が一時間当 たり四、〇〇〇キロ グラム以上	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	Os
			〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	

十九 空き缶再生の用 に供する蒸し焼き炉 二十 三の項、十の項 、十一の項及び十四 の項に掲げる加熱炉 以外の加熱炉（付表 第二十四の項第一 欄に掲げる施設をい う。）	1 連続式のもの	2 1 に掲げるもの以外 のもの	総排出物量が四万立 方メートル以上	〇・一五	〇・一〇	十六（直 接熱風乾 燥炉にあ つては Os）
			総排出物量が四万立 方メートル未満	〇・二〇	〇・一〇	
十七 金属の精製若し くは精錬、製鉄、製 鋼又は合金鉄若しく はカーバイトの製造 の用に供する電気炉	1 合金鉄（珪素の含 有率が四〇パーセン ト以上のものに限 る。）の製造の用に 供するもの	2 合金鉄（珪素の含 有率が四〇パーセン ト未満のものに限 る。）又はカーバイ トの製造の用に供す るもの	総排出物量が四万立 方メートル以上	〇・二〇	〇・一〇	Os
			総排出物量が四万立 方メートル未満	〇・二〇	〇・一〇	
十八 廃棄物焼却炉（ 付表第二十二の項 第一欄に掲げる施設 をいう。）	3 1及び2に掲げる もの以外のもの	焼却能力が一時間当 たり四、〇〇〇キロ グラム以上	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	Os
			〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	



ばいじんの量をす。

$$C = \frac{21}{21} \frac{O_n}{O_s} \times C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C ばいじんの量（単位 グラム）
- O<sub>n</sub> この表の第一欄に掲げる施設ごとの同表の第三欄に掲げる値。ただし、同欄にO<sub>s</sub>とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとのO<sub>s</sub>と同じ値とする。
- O<sub>s</sub> 総排出物中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）
- C<sub>s</sub> 日本工業規格Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

二 この表の第二欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

三 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

四 昭和四十六年六月二十五日から平成十年六月三十日までの間に特別区の区域において設置の工事が着手された別表第七 一の部(二)の款アの項の表十八の項に掲げる廃棄物焼却炉（焼却能力が一時間当たり二百キログラム未満のものを除く。）に係る同表第二欄の排出基準は、当該施設に係る改正前の排出基準による許容限度又は改正後の排出基準による許容限度のいずれか厳しいものとする。

イ 指定作業場  
ばい煙施設に係る基準

第一欄	第二欄	第三欄
	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるばいじ	





の表二の項に掲げる廃棄物焼却炉（焼却能力が一時間当たり二百キログラム未満のものを除く。）に係る同表第二欄のばいじんの排出基準は、当該施設に係る改正前の排出基準による許容限度又は改正後の排出基準による許容限度のいずれが厳しいものとする。

(三) 窒素酸化物

施設の種類	使用燃料、規模の区分	適用日	第二欄		第三欄
			第一種地	第二種地	
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び伝熱面積が十平方メートル未満のものを除く。）	ガスを専焼させるもの	平成三年三月十四日までに設置されたもの	八〇	八五	Onの値
		平成三年三月十五日以後に設置されたもの	四五	四五	
液体を燃焼させるもの	燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり一〇〇リットル未満	平成三年三月十四日までに設置されたもの	九〇	一〇〇	四
		平成三年三月十五日以後に設置されたもの	四五	六五	
ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり五十リットル未満	ガスを専焼させるもの	平成三年三月十四日までに設置されたもの	一〇〇	一一〇	五
		平成三年三月十五日以後に設置されたもの	三五	三五	
発電量換算の施設の設定	発電量換算の施設の設定出力が五〇、〇〇〇キロワット以上	平成三年三月三十一日まで	三五	三五	三
		平成三年四月一日以後に設置されたもの	一〇	一〇	
発電量換算の施設の設定	発電量換算の施設の設定出力が五〇、〇〇〇キロワット以上	平成四年三月三十一日まで	三五	三五	三
		平成四年三月三十一日まで	三五	三五	

ル未満のもの及び非常用のものを除く。	液体を燃焼させるもの	発電量換算の施設の定格出力が五〇、〇〇〇キロワット未満	設置されたもの	平成十三年三月三十一日まで	二五	三五	一六
		発電量換算の施設の定格出力が二、〇〇〇キロワット以上	設置されたもの	平成十三年四月一日以後に設置されたもの	五〇	五〇	
ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり二五リットル以上のもの	発電量換算の施設の定格出力が二、〇〇〇キロワット未満	設置されたもの	平成四年三月三十一日まで	一九〇	三八〇	一三
		発電量換算の施設の定格出力が二、〇〇〇キロワット以上	設置されたもの	平成四年四月一日以後に設置されたもの	一一〇	二七〇	
ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり二五リットル未満のもの	設置されたもの	設置されたもの	平成四年三月三十一日まで	五〇〇	六一〇	〇
		設置されたもの	設置されたもの	平成四年四月一日以後に設置されたもの	三八〇	五〇〇	
燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当たり五リットル未満のもの	設置されたもの	設置されたもの	平成四年三月三十一日まで	三〇〇	五〇〇	〇
		設置されたもの	設置されたもの	平成四年四月一日以後に設置されたもの	五〇〇	五〇〇	

ガソリン機関 (燃料の燃焼 能力が重油換 算一時間当た り五リットル 未満のもの及 び非常用のも のを除く)	燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当 たり五リットル以上のもの	平成四年三月三十一日までに 設置されたもの	三〇〇	五〇〇
	燃料の燃焼能力が重油換算で一時間当 たり五リットル未満のもの	平成四年三月三十一日までに 設置されたもの	二〇〇	五〇〇
	平成四年四月一日以後に設置 されたもの	三〇〇	五〇〇	〇

備考

- 一 対象地域は、特別区及び市の存する区域(あきる野市にあつては、旧秋川市に限る。)並びに西多摩郡瑞穂町の区域とする。
- 二 第一種地域とは、特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市(旧保谷市に限る。)の区域をいい、第二種地域とは、対象地域のうち、第一種地域以外の区域をいう。
- 三 大気開放型炉筒煙管ボイラー(固体燃料の燃焼が可能な構造を有するものに限る。)については、平成十三年三月三十一日以前に設置された施設については当分の間適用しない。
- 四 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関については、平成元年四月二日以前に設置された施設については適用しない。
- 五 発電を伴わないガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関については、定格発電出力二、〇〇〇キロワットに相当する機関出力を二、七〇〇PS(馬力)とする。
- 六 この表の第二欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21}{21} \frac{O_n}{O_s} \times C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位 立方センチメートル)

O<sub>n</sub> この表の第一欄に掲げる施設ごとの同表第三欄に掲げる値

O<sub>s</sub> 総排出物中の酸素濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)

C<sub>s</sub> 日本工業規格K〇一〇四に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を標準状態における排ガス一立方メートル中の量に換算したものの(単位 立方センチメートル)

二 粉じん		粉じんの種類	粉じんの発生施設	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれる粉じんの量(単位:ミリグラム)
一 顔料を主とした粉	二 塩化アンモンを主とした粉	すべての顔料を発生する施設	塩化アンモンの使用量が一日当たり五〇キログラム以上五〇キログラム未満	七五
備考 粉じんの測定は、日本工業規格Z八八〇八に定める方法による。		施設の種類	規模の区分	八〇

二 鉛及び鉛化合物		粉じんの種類	粉じんの発生施設	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれる粉じんの量(単位:ミリグラム)
カドミウム及び硫化物	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設並びにガラス又はガラス製品として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限り及び溶融炉	液体燃料用バーナの容量が一時間当たり一〇リットル以上又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上	カドミウムにつき一・〇
鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉並びに鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)	鉛の製造の用に供する溶解炉	液体燃料用バーナの容量が一時間当たり四リットル以上又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上	鉛につき一〇
ガラス又はガラス製			火格子面積が一平	

		三 有害ガス
二 シアン化水素	一 弗素及びその化合物	有害ガスの種類
施設のうちばい煙施設以	すべての弗素及びその化合物を発生する施設	施設の種類の
六	九	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートル当たりの有害ガスの一作業期間の平均の量（単位 ミリグラム）

		三 有害ガス														
二 化合物	一 アンモニア	有害ガスの種類														
製造（原料としてほたる石	施設のうちばい煙施設以外の	施設の種類の														
	アンモニアを発生する施設															
	五〇	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートル当たりの有害ガスの一作業期間の平均の量（単位 立方センチメートル（硫酸（三酸化）イオウを含む）、クロロム酸及び塩化スルホン酸にあつてはミリグラム）	備考 粉じんの測定は、次に掲げる方法による。 一 カドミウム及びカドミウム化合物並びに鉛及び鉛化合物 日本工業規格 K〇〇九七に定める方法 二 顔料を主とした粉じん及び塩化アンモンを主とした粉じん 日本工業規格 Z八八〇八に定める方法	<table border="1"> <tr> <td>四 アンモンを主とした粉じん</td> <td>三 顔料を主とした粉じん</td> <td>品</td> <td>方</td> </tr> <tr> <td>を発生する施設</td> <td>すべての顔料を発生する施設</td> <td>の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶融炉</td> <td>メートル以上又は液体燃料用バーナーの容量が一時間当たり五〇リットル以上若しくは変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上</td> </tr> <tr> <td>八〇</td> <td>四〇</td> <td></td> <td>鉛につき二〇</td> </tr> </table>	四 アンモンを主とした粉じん	三 顔料を主とした粉じん	品	方	を発生する施設	すべての顔料を発生する施設	の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶融炉	メートル以上又は液体燃料用バーナーの容量が一時間当たり五〇リットル以上若しくは変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上	八〇	四〇		鉛につき二〇
四 アンモンを主とした粉じん	三 顔料を主とした粉じん	品	方													
を発生する施設	すべての顔料を発生する施設	の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶融炉	メートル以上又は液体燃料用バーナーの容量が一時間当たり五〇リットル以上若しくは変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上													
八〇	四〇		鉛につき二〇													

三 ド	ホルムアルデヒド	外の施設 ホルムアルデヒドを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	七〇
四	塩化水素	塩化水素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	四〇
五	アクロレイン	アクロレインを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一〇
六	塩素	すべての塩素を発生する施設	三〇
七	臭素及びその化合物	臭素及びその化合物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	七〇 ただし、臭化メチルにあつては二〇〇
八	窒素酸化物	窒素酸化物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	二〇〇
九	フェニール	フェニールを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	二〇〇
十	硫酸（三酸化いおうを含む。）	硫酸（三酸化いおうを含む。）を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一
十一	クロム化合物	すべてのクロム化合物を発生する施設	〇・二五
十二	塩化スルホン酸	塩化スルホン酸を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一
十三	ピリジン	ピリジンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	四〇
十四	スチレン	スチレンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	二〇〇
十五	エチレン	エチレンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	三〇〇

三	シアン化水素	シアン化水素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一〇
四	一酸化炭素	一酸化炭素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一〇〇
五	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒドを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	五〇
六	硫化水素	硫化水素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一〇
七	塩化水素	塩化水素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	二五
八	アクロレイン	アクロレインを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	五
九	二酸化いおう	二酸化いおうを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	一〇〇
十	塩素	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽並びに化学製品製造の用に供する反応施設及び吸収施設	一〇

又は珪（けい）化ナトリウムを使用するものに限り、（の用に供する焼成炉及び溶融炉（火格子面積が一平方メートル以上であるか、又は液体燃料用バーナーの容量が一時間当たり五〇リットル以上であるか、若しくは変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であるものに限り。）並びにその他の弗素又は弗素化合物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設

十六	二硫化炭素	二硫化炭素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇〇
十七	クロルピクリン	クロルピクリンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	四〇
十八	ジクロロメタン	ジクロロメタンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇〇
十九	一・二ジクロロエタン	一・二ジクロロエタンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇〇
二十	クロロホルム	クロロホルムを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇〇
二十一	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマーを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇〇
二十二	酸化エチレン	酸化エチレンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	九〇
二十三	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	〇・〇五
二十四	マンガン及びその化合物	マンガン及びその化合物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	〇・〇五
二十五	ニッケル及びその化合物	ニッケル及びその化合物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	〇・〇五
二十六	カドミウム及びその化合物	すべてのカドミウム及びその化合物を発生する施設	一
二十七	鉛及びその化合物	すべての鉛及びその化合物を発生する施設	一〇
二十八	メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール	第一欄に掲げる有害ガスのうちのいずれか一以上を発生する施設のうちのばい煙施設及び炭化水素系	第一欄に掲げる有害ガスのそれぞれ量の合計につき八〇〇

十一	臭素及び臭素化合物	臭素又は臭素化合物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
十二	窒素酸化物	窒素酸化物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇
十三	フェノール	フェノールを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
十四	硫酸（三酸化いおうを含む。）	硫酸（三酸化いおうを含む。）を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一
十五	クローム酸	すべてのクローム酸を発生する施設	一
十六	塩化スルホン酸	塩化スルホン酸を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一
十七	ピリジン	ピリジンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
十八	メルカプタン	メルカプタンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
十九	スチレン	スチレンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
二十	エチレン	エチレンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇〇
二十一	二硫化炭素	二硫化炭素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
二十二	クロールピクリン	クロールピクリンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五
二十三	メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセト	上欄に掲げる有害ガスのうちのいずれか一以上を発生する施設のうちのばい煙施設及び炭化水素系物質を貯蔵	上欄に掲げる有害ガスのそれぞれ量の合計につき二〇〇

ル、アセトン、メ チルエチルケト ン、メチルイソ ブチルケトン、ベン ゼン、トルエン、 キシレン、トリク ロロエチレン、テ トラクロロエチレ ン、酢酸メチル、 酢酸エチル、酢酸 ブチル、ヘキサ ン	物質を貯蔵する施設以外 の施設	つては二〇〇、トリク ロロエチレン及びテ トラクロロエチレンに あつては三〇〇、メチ ルイソブチルケトン、 トルエン及びヘキサ ンに あつては二〇〇とす る。
---	--------------------	---

- 備考 有害ガスを測定する方法は次に掲げる方法とする。
- 一 弗素及びその化合物 日本工業規格 K 〇一〇五に定める方法
  - 二 シアン化水素 日本工業規格 K 〇一〇九に定める方法
  - 三 ホルムアルデヒド 日本工業規格 K 〇三〇三に定める方法
  - 四 塩化水素 日本工業規格 K 〇一〇七に定める方法
  - 五 アクロレイン 日本工業規格 K 〇〇八九に定める方法
  - 六 塩素 日本工業規格 K 〇一〇六に定める方法
  - 七 臭素及びその化合物 日本工業規格 K 〇〇八五に定める方法。ただし、臭化メチルにあつては、日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 八 窒素酸化物 日本工業規格 K 〇一〇四に定める方法
  - 九 フェノール 日本工業規格 K 〇〇八六に定める方法
  - 十 硫酸（三酸化いおうを含む。） 日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 十一 クロム化合物 日本工業規格 K 〇一〇二・65・2 に定める方法
  - 十二 塩化スルホン酸 中和 硝酸銀滴定法
  - 十三 ピリジン 日本工業規格 K 〇〇八七に定める方法
  - 十四 スチレン 日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 十五 エチレン 日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 十六 二硫化炭素 日本工業規格 K 〇〇九一に定める方法
  - 十七 クロロビクリン 日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 十八 ジクロロメタン 日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 十九 一・二 ジクロロエタン 日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 二十 クロロホルム 日本工業規格 K 〇一〇四又は日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法

ン、メチルエチルケ トン、メチルイソ ブチルケトン、ベン ゼン、トルエン、キ シレン、トリクロ ロエチレン、テトラ クロロエチレン、酢 酸メチル、酢酸エ チル、酢酸ブチル 及び ノルマルヘキサン	する施設以外の施設	にあつては五〇、ト リクロロエチレン にあつては一〇〇、 テトラクロロエチ レンにあつては一〇 〇とする。
---	-----------	--

- 備考 有害ガスの測定は、次に掲げる方法による。
- 一 アンモニア 日本工業規格 K 〇〇九九に定める方法
  - 二 弗素及び弗素化合物 日本工業規格 K 〇一〇五に定める方法
  - 三 シアン化水素 日本工業規格 K 〇一〇九に定める方法
  - 四 一酸化炭素 日本工業規格 K 〇〇九八に定める方法
  - 五 ホルムアルデヒド アセチルアセトン法、クロモトローブ酸吸光法  
又は A H M T 吸光法
  - 六 硫化水素 日本工業規格 K 〇一〇八に定める方法
  - 七 塩化水素 日本工業規格 K 〇一〇七に定める方法
  - 八 アクロレイン 日本工業規格 K 〇〇八九に定める方法
  - 九 二酸化いおう 日本工業規格 K 〇一〇三に定める方法
  - 十 塩素 日本工業規格 K 〇一〇六に定める方法
  - 十一 臭素及び臭素化合物 日本工業規格 K 〇〇八五に定める方法。た  
だし、臭化メチルにあつては、水素炎イオン化検出器を備えたガスク  
ロマトグラフによる方法又は検知管法
  - 十二 窒素酸化物 日本工業規格 K 〇一〇四に定める方法
  - 十三 フェノール 日本工業規格 K 〇〇八六に定める方法
  - 十四 硫酸（三酸化硫黄を含む。） 日本工業規格 K 〇一〇三に定める  
方法のうち中和滴定法
  - 十五 クローム酸 日本工業規格 K 〇一〇二・65・2 に定める方法
  - 十六 塩化スルホン酸 中和 硝酸銀滴定法
  - 十七 ピリジン 日本工業規格 K 〇〇八七に定める方法
  - 十八 メルカプタン 日本工業規格 K 〇〇九二に定める方法
  - 十九 スチレン 水素炎イオン化検出器を備えたガスクロマトグラフに  
よる方法
  - 二十 エチレン 水素炎イオン化検出器を備えたガスクロマトグラフに  
よる方法
  - 二十一 二硫化炭素 日本工業規格 K 〇〇九一に定める方法

- 二三に定める方法
- 二十一 塩化ビニルモノマー 日本工業規格 K0114 又は日本工業規格 K0123 に定める方法
- 二十二 酸化エチレン 日本工業規格 K0114 又は日本工業規格 K0123 に定める方法により臭化水素酸で臭素化したニプロモエタノールを分析する方法
- 二十三 砒素及びその化合物 日本工業規格 K0083 に定める方法
- 二十四 マンガン及びその化合物 日本工業規格 K0083 に定める方法
- 二十五 ニッケル及びその化合物 日本工業規格 K0083 に定める方法
- 二十六 カドミウム及びカドミウム化合物 日本工業規格 K0083 に定める方法
- 二十七 鉛及びその化合物 日本工業規格 K0083 に定める方法
- 二十八 メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル及びヘキサン 日本工業規格 K0114 又は日本工業規格 K0123 に定める方法
- 二十九 ベンゼン 日本工業規格 K0088 に定める方法
- 三十 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン 日本工業規格 K0305 に定める方法

四 汚水  
(一) 有害物質に係る基準

項目・設置区分	事業場の種類	公共用水域に排出される汚水		地下に浸透される汚水(単位一リットルにつきミリグラム)
		指定作業場	工場及び指定作業場	
(一) カドミウム及びその化合物	新設	カドミウムとして 0.01	カドミウムとして 0.1	カドミウムとして 0.01
(二) シアン化合物	新設	検出されないこと	シアンとして	シアンとして 0.1
(三) 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	新設	検出されないこと	シアンとして	0.1

- 二十二 クロールピクリン 水素炎イオン化検出器又は電子捕獲式検出器を備えたガスクロマトグラフによる方法
- 二十三 メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル及びノルマルヘキサント水素炎イオン化検出器又は熱伝導度セル検出器を備えたガスクロマトグラフによる方法

(一)四 汚水  
窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量を除く汚水の状態等に係る基準

工場の種類	工場(付表第一に定める水域をいう。)	工場の区分		その他の工場
		第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	
と畜施設を有する工場	すべての水域	第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	多摩川水域(下流)、荒川水域、城
		第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	
と畜施設を有する工場	多摩川水域及び	第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	多摩川水域(下流)、荒川水域、城
		第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	
と畜施設を有する工場	多摩川水域(下流)、荒川水域、城	第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	多摩川水域(下流)、荒川水域、城
		第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	
と畜施設を有する工場	多摩川水域、鶴見川水域、境川水域及び	第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	多摩川水域(下流)、荒川水域、城
		第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	
と畜施設を有する工場	島しょ及びその海域	第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	島しょ及びその海域
		第一類工場及び第二類工場	第一類工場及び第二類工場	



■ チオベンカル	新設	0.011	0.011	0.0011
■ ベンゼン	新設	0.01	0.01	0.001
■ セレン及びその化合物	新設	セレンとして0.01	セレンとして0.01	セレンとして0.0011

備考

- 一 新設の工場とは次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。指定作業場の新設と既設の区分についても同様とする。(別表第七 四の部(三)の款の基準の場合を除き、以下同じ。)
- (一) 平成十三年四月一日以後の着工に係る工場
- (二) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)する工場
- (三) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場
- 二 有害物質に係る基準が適用される汚水とは、工場又は指定作業場の排水口(汚水を排出する場所をいう。)から公共用水域に排出される水をいう。(以下、有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目に係る基準が適用される汚水及び窒素含有量及び燐含有量に係る基準が適用される汚水について同じ。)
- 三 水域区分は、付表に示す水域区分とする(以下同じ。)
- 四 排水量とは、一日当たりの平均的な排水量をいう(以下同じ。)
- 五 有害物質の検定は、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする。
- 六 「検出されないこと」とは、前号の検定方法により、汚水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(二) 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目に係る基準  
ア 工場に係る基準

項目・設置区分 (一) 水素イオン濃度(水素指数)	水域区分	許容限度(単位一リットルにつきミリグラム)(一)から(四)まで及び(六)に掲げる項目を除く)
	排水量区分	公共用水域に排出される汚水
外観	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル未満
	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル以上
	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル未満
	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル以上
	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル未満
	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル以上
	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル未満
	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル以上
	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル未満
	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル以上
	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル未満
	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル以上

■ アルキル水銀化合物	検出されないこと。
■ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀につき 0.005
■ 砒素及び砒素化合物	砒素につき 0.5
■ 六価クロロム化合物	六価クロロムにつき 0.5
■ 鉛及び鉛化合物	鉛につき 1
■ 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。)	1
■ シアノ化合物	シアンにつき 1
■ カドミウム及びカドミウム化合物	カドミウムにつき 0.1
■ 毒群数	三〇〇〇
■ 大腸菌	一五
■ 窒素	一五

(三) 臭気	臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。			
(四) 温度	四〇度以下			
(五) 生物化学的酸素要求量	新設	二〇	二〇	二五
(六) 化学的酸素要求量	新設	二〇	二五	二五
(七) 浮遊物質	新設	二〇	二五	二五
(八) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	新設	四〇	四〇	五〇
(九) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	新設	五	五	五
(十) フエノール類含有量	新設	一	一	一
銅含有量	新設	三	三	三
亜鉛含有量	新設	五	五	五
溶解性鉄含有量	新設	一〇	一〇	一〇
溶解性マンガン含有量	新設	一〇	一〇	一〇
クロム含有量	新設	二	二	二
弗素含有量	新設	一五	一五	一五
大腸菌数(単位: 一立方センチメートル当り)	新設	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

備考

この基準の適用については、次に掲げるによる。

一 一般水域B又は島しょ及びその海域に汚水を排出する第一類工場にあっては、(五)から(七)までに掲げる項目の基準については、新設の基準を適用する。

二 第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場(次号又は第四号若しくは第五号に該当するものを除く。)にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、適用しない。

三 処理対象人員が二〇一人以上の尿浄化槽を有する第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、前号の規定にかかわらず、当該別表第七、四の部(一)の款イの項の表の基準を適用する。

四 既設の工場で、この条例の施行日以後に汚水の発生施設等の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)(した工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。)

五 既設の工場で、この条例の施行日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

B	〇・〇〇三
C	

ただし、次の各号に掲げる工場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一日の通常の排水量が四千立方メートル以上の工場 この表の(八)から(十)までに掲げる項目に該当する工場にあっては(八)から(十)までに掲げる項目については、各項目の値に〇・九〇を乗じて得た値を適用する。

二 一日の通常の排水量が千立方メートル以上四千立方メートル未満の工場 この表の(八)から(十)までに掲げる項目に該当する工場にあっては(八)から(十)までに掲げる項目については、各項目の値に〇・九五を乗じて得た値を適用する。

三 第二類工場のうち一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の工場 この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、適用しない。

四 特定水域(付表第二に定める特定水域をいう。以下この号において同じ。)に汚水を排出する工場(都市ごみ焼却施設を有する工場を除く。) この表の(八)から(十)までに掲げる項目については、次の式により算出した値を適用する。この場合において、公害の防止等のための工場の移転(汚水を排出する特定水域を変更しないものに限る。)(に伴って設置される工場は、移転前の工場が継続して設置されている工場とみなす。

$$c \times d \times x + (b \times d \times x) \times (b)$$

$$p = \frac{b}{c \times d \times x + (b \times d \times x) \times (b)}$$

この式において、p、q、及びcは、それぞれ次の値を表すものとする。

P 工場から排出される汚水一立方メートル当たりの当該項目の量(単位: グラム)

p この表に掲げる当該項目の値

q 工場の一日の通常の排水量(単位: 立方メートル)

q 工場の昭和五十二年六月三十日以前における一日の通常の排水量(単位: 立方メートル)

c (この表の(八)から(十)までに掲げる項目については、一日の通常の排水量が四千立方メートル以上の工場にあっては〇・九〇、一日の通常の排水量が千立方メートル以上四千立方メートル未満の工場にあっては〇・九五)

備考

一 第一類工場とは次に掲げる工場をいい、第二類工場とは第一類工場以外の工場をいう。

(一) 昭和四十七年四月二日以後の着工に係る工場

(二) 昭和四十七年四月一日において既に設置され、又は着工されている工場(一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。)

(三) 昭和五十三年七月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更(一日の通常の排水量が増加するものに限る。)(する工場)

(四) 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合に於ける当該許可に係る工場

(五) 昭和四十七年四月一日において既に他の法令によりこの表の規定に相当する水質の基準が適用されていた工場で、当該法令により水質の基準が適用されることとなつた日の翌日以後の着工に係る工場

二 生物化学的酸素要求量は海域を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域に排出される汚水について適用する。

三 汚水の検定は、次に掲げる方法による。

- 一 第一類工場とは次に掲げる既設の工場をいい、第二類工場とは第一類工場以外の既設の工場をいう。
    - (一) 昭和四十七年四月二日以後の着工に係る工場
    - (二) 昭和四十七年四月一日において既に設置され、又は着工されている工場（排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。）で、昭和五十三年七月一日からこの条例の施行日の前日までに汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）した工場
    - (三) 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可をこの条例の施行日の前日までに受けた場合における当該許可に係る工場
  - 二 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。
  - 三 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする（以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ。）。
- (一) 外観 日本工業規格 K00108 に定める方法
  - (二) 臭気 日本工業規格 K00102 に定める方法
  - (三) 温度 日本工業規格 K00107 に定める方法
  - (四) その他の項目 排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法

項目・設置区分	指定作業場の種類	許容限度（単位 リットルにつきミリグラム） 一から四まで及び■に掲げる項目を除く。）
	水域区分	下水処理場 し尿処理施設を有する事業場 すべての水域
(一) 酸素濃度（酸素指数）	五・八以上八・六以下	
(二) 外観	異常な着色又は発泡が認められないこと。	
(三) 臭気	臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。	
(四) 温度	四〇度以下	
(五) 生物化学的酸素要求量	既設 二五 新設 一五	四〇 二〇

イ 指定作業場に係る基準  
 (ア) 下水処理場又はし尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）を有する事業場  
 公共用水域に排出される汚水

- (一) 外観 日本工業規格 K00108 に定める方法
  - (二) 臭気 日本工業規格 K00102 に定める方法
  - (三) 温度 日本工業規格 K00107 に定める方法
  - (四) その他の項目 排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）に定める方法
- 四 検出されないこと。とは、排出水の汚染状態を検定した場合における当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。以下同じ。

	(六) 化学的酸素要求量		(七) 浮遊物質		(八) ノルマルヘキサノール抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(九) ノルマルヘキサノール抽出物質含有量(動植物油類含有量)	(十) フェニール類含有量	■ 銅含有量	■ 亜鉛含有量	■ 溶解性鉄含有量	■ 溶解性マンガ含有量	■ クロム含有量	■ 弗素含有量	■ 大腸菌群数(単位一立方センチメートルにつき個)
	既設	新設	既設	新設										
		一五		一〇	五	三〇	五	三	五	一〇	一〇	二	一五	三、〇〇〇

この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。

一 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設のすべに、窒素及び燐の処理機能を併せ持つ高度処理施設と、その後段に過施設又は過施設と同等の処理機能を持つ処理施設が整備され、これらの施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。

二 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設のし尿処理施設を有する事業場にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用す

化学的酸素要求量	(六) 新設 平成三十年十月一日以後に設置され又は着工されている施設	生物化学的酸素要求量	(五) 新設 平成三十年一月一日以後に設置され、又は着工されている施設	(四) 温度 四〇度以下	(三) 臭気 臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。	(二) 外觀 異常な着色又は発泡が認められないこと。	(一) 水素イオン濃度(水素指数)	項目・設置区分		指定作業場の種類	許容限度(単位 リットルにつきミリグラム (一)から(四)まで及び(五)に掲げる項目を除く。)	(1) し尿処理施設(し尿浄化槽に限る。)(を有する事業場)
								施設規模	水域区分			
三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	四〇度以下	異常な着色又は発泡が認められないこと。	五・八以上八・六以下	水道水源水域	処理対象人員が五人以上一人以下	水道水源水域	し尿浄化槽を有する事業場	公共用水域に排出される汚水
								一般水域A	処理対象人員が二人以上一人以下	一般水域A	し尿浄化槽を有する事業場	
三〇	二〇	三〇	三〇	二五	四〇度以下	異常な着色又は発泡が認められないこと。	五・八以上八・六以下	一般水域B	処理対象人員が二人以上一人以下	一般水域B	し尿浄化槽を有する事業場	公共用水域に排出される汚水
								島しょ及びその海域	処理対象人員が二人以上一人以下	島しょ及びその海域	し尿浄化槽を有する事業場	
四〇	二五	四〇	四〇	二五	四〇度以下	異常な着色又は発泡が認められないこと。	五・八以上八・六以下	島しょ及びその海域	処理対象人員が二人以上一人以下	島しょ及びその海域	し尿浄化槽を有する事業場	公共用水域に排出される汚水
								島しょ及びその海域	処理対象人員が二人以上一人以下	島しょ及びその海域	し尿浄化槽を有する事業場	

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される。

	(七) 浮遊物質	新設		既設		工されている施設	工されている施設
		平成三年十月一日以後に設置され、又は着工されている施設	平成三年九月三十日以前に設置され、又は着工されている施設	平成三年九月三十日以前に設置され、又は着工されている施設	平成三年九月三十日以前に設置され、又は着工されている施設		
(八) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		四〇	六〇	六〇	五〇	四〇	八〇
(九) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		六〇	一五〇	六〇	一五〇	八〇	一五〇
(十) フェニール類含有量					五		
銅含有量					三		
亜鉛含有量					五		
溶解性鉄含有量					一〇		
溶解性マンガン含有量					一〇		
クロム含有量					二		
弗素含有量					一五		
大腸菌群数(単位)					三、〇〇〇		
一立方センチメートル(バク菌)							

この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。  
 一 し尿を単独で処理するし尿浄化槽を有する既設の事業場にあつては、(五)から(七)までに掲げる項目の基準については、当分の間、この表の基準が適用される日の前日までに、当該事業場に適用されていた条例の値とする。

二 し尿浄化槽を有する既設の事業場で、この条例の施行日以後にし尿浄化槽の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）した事業場にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。

三 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係るし尿浄化槽を有する既設の事業場にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(ウ) と畜場及び畜舎

項目・設置区分	施設規模	指定作業場の種類		公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位 リットルにつきミリグラム) (一)から(四)まで及び(五)に掲げる項目を除く
		と畜場	畜舎	
(一) 水素イオン濃度 (水素指数)	五・八以上八・六以下	水道水源水域 一般水域 A、 一般水域 B、 鳥しよ及びその海域	水道水源水域	一般水域 A、一般水域 B、鳥しよ及びその海域
		牛房若しくは馬房の総面積が一、〇〇〇平方メートル以上、豚房の総面積が五〇〇平方メートル以上又は鶏の飼養規模が五、〇〇〇羽以上のもの	牛房若しくは馬房の総面積が一、〇〇〇平方メートル以上、豚房の総面積が五〇〇平方メートル以上又は鶏の飼養規模が五、〇〇〇羽以上のもの	牛房若しくは馬房の総面積が一、〇〇〇平方メートル以上、豚房の総面積が五〇〇平方メートル以上又は鶏の飼養規模が五、〇〇〇羽以上のもの
(二) 外観	異常な着色又は発泡が認められないこと。			
(三) 臭気	臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。			
(四) 温度	四〇度以下			
(五) 生物化学的酸素要求量	新設 二〇〇 既設 六〇	新設 二二五 既設 六〇	新設 二〇〇 既設 八〇	新設 二二五 既設 八〇
(六) 化学的酸素要求量	新設 二〇〇 既設 六〇	新設 二二五 既設 六〇	新設 二〇〇 既設 八〇	新設 二二五 既設 八〇
(七) 浮遊物質	新設 四〇 既設 五〇	新設 五〇 既設 五〇	新設 四〇 既設 五〇	新設 五〇 既設 五〇

量	既設	二二〇	二二〇	一八〇	二二〇	一八〇
(八) ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(鉱油類含有量)			五			
(九) ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)			三〇			
(十) フェノール類含有量			五			
銅含有量			三			
亜鉛含有量			五			
溶解性鉄含有量			一〇			
溶解性マンガン含有量			一〇			
クロム含有量			二			
揮発性有機炭素含有量			一五			
大腸菌群数(単位一立方センチメートルにつき個)			三、〇〇〇			

この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。

一 排水量が五十立方メートル未満の既設のと畜場及び豚房の総面積が百平方メートル未満の既設の畜舎(第二号又は第三号に該当するものを除く)にあつては、この表に掲げる項目については、適用しない。

二 この条例の施行日以後に、汚水の発生施設の構造を変更して、排水量が増加した既設のと畜場及び畜舎にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。

三 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合に於ける当該許可に係る既設のと畜場及び畜舎にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(イ) (ア)から(ウ)までを除く指定作業場

項目・設置区分	規模	水域区分				島しょ及びその海域
		水道水源水域	一般水域A	一般水域B	その他	
施設	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル未満	排水量が五〇〇立方メートル以上	排水量が五〇〇立方メートル未満
許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)(一)から(四)まで及び(六)に掲げる項目を除く。						
公共用水域に排出される汚水						

(一)	水素イオン濃度 (水素指数)	五・八以上八・六以下
(二)	外観	異常な着色又は発泡が認められないこと。
(三)	臭気	臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。
(四)	温度	四〇度以下
(五)	生物化学的酸素要求量	既設 二〇〇 新設 二〇〇
(六)	化学的酸素要求量	既設 二〇〇 新設 二二五
(七)	浮遊物質	既設 四〇 新設 四〇
(八)	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	既設 四〇 新設 五〇
(九)	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	既設 五〇 新設 九〇
(十)	フェノール類含有量	五
	銅含有量	三
	亜鉛含有量	五
	溶解性鉄含有量	一〇
	溶解性マンガン含有量	一〇
	クロム含有量	二
	大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)	三、〇〇〇

この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。

一 排水量が五十立方メートル未満の既設の指定作業場(第二号又は第三号に該当するものを除く。)にあっては、この表の基準については、適用しない。

二 この条例の施行日以後に、汚水の発生施設の構造を変更して、排水量が増加した既設の指定作業場にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

三 下水道法第十條第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設の指定作業場にあつては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(三) 窒素含有量及び<sup>りん</sup>燃含有量に係る基準  
ア 工場に係る基準

項目・施設区分	室素含有量(単位)		規模	施設		業種等の区分	許容限度(単位)
	既設	新設		排水量	排水量		
工場	二〇	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	一から四まで 五から六まで	
	二〇	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	一から四まで 五から六まで	
	二〇	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	一から四まで 五から六まで	
	二〇	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	一から四まで 五から六まで	
	二〇	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	一から四まで 五から六まで	
	二〇	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	一から四まで 五から六まで	

- この基準の適用については、次に掲げるところによる。
- 排水量が五十立方メートル未満の工場については、いずれの項目も適用しない。
  - この基準は、付表に定める水域のうち、水道水源水域又は一般水域A若しくは一般水域B(境川水域を除く。)に汚水を排出する工場についてのみ適用する。
  - 既設の工場のうち、次に掲げる工場については、新設の基準を適用する。
    - 平成十一年四月一日からこの条例の施行日の前日までに設置され又は着工された工場
    - 平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている工場(排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。)(で同年四月一日からこの条例の施行日の前日までに汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。))した工場
    - 平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている工場、同年四月一日からこの条例の施行日の前日までに下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場
  - 二以上の業種等の区分に該当する工場については、当該区分に係る

(二) 窒素含有量及び<sup>りん</sup>燃含有量に係る基準

業種等の区分	室素含有量(単位)		規模	排水量		業種等の区分
	既設工場	新設工場		排水量	排水量	
一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	二	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	
一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	二	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	
一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	二	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	
一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	二	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	
一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	二	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	
一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	二	二五	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇が五〇	一 食品製造 二 化学工業 三 鉄鋼業 四 金属製品製造 五 からの製造 六 からの製造	

- この基準の適用については、次に掲げるところによる。
- 一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の工場については、いずれの項目も適用しない。
  - この基準は、付表第一に定める水域のうち、江戸川水域、多摩川水域、多摩川水域(下流)、荒川水域、城南水域、鶴見川水域及び東京湾水域に汚水を排出する工場についてのみ適用する。
  - 二以上の業種等の区分に該当する工場については、当該区分に係る値のうち最小の値を適用する。
- 備考  
一 新設工場とは次に掲げる工場をいい、既設工場とは新設工場以外の工場をいう。

値のうち最小の値を適用する。

備考

- 一 新設の工場とは次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。
- (一) 平成十三年四月一日以後の着工に係る工場
- (二) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場（排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。）で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）する工場
- (三) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている工場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場
- 二 工場に係る業種の区分は、総務省統計局統計基準部作成の「日本標準産業分類（平成五年十月改訂）」に基づく分類による。
- 三 窒素含有量及び燐含有量の検定は、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする（以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ。）。

イ 指定作業場に係る基準

項目・設置区分	指定作業場の種類		許容限度（単位：リットルにつきミリグラム）	
	一 下水処理場	二 し尿処理施設を有する事業場	三 畜舎	四 一から三まで以外の指定作業場
（一）窒素含有量	新設	二〇〇	一〇〇	二〇〇
	既設	三〇〇	二〇〇	三〇〇
（二）燐含有量	新設	一	四〇	二〇〇
	既設	三	二	四〇

- 一 この基準の適用については、次に掲げるところによる。  
排水量が五十立方メートル未満の指定作業場については、いずれの項目も適用しない。
- 二 この基準は、付表に定める水域のうち、水道水源水域及び一般水域A若しくは一般水域B（境川水域を除く。）に汚水を排出する指定作業場についてのみ適用する。
- 三 既設の指定作業場のうち、平成十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までに設置され、又は着工された指定作業場については、

- (一) 平成十一年四月一日以後の着工に係る工場
- (二) 平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている工場（一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。）で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更（一日の通常の排水量が増加するものに限る。）する工場
- (三) 平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている工場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場
- 二 工場に係る業種の区分は、総務省統計局統計基準部作成の「日本標準産業分類（平成五年十月改訂）」に基づく分類による。
- 三 窒素含有量及び燐含有量の検定は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法による。

水道水源水域	分	河川	区域	<p>付表</p> <p>新設の基準を適用する。</p> <p>四 以上の下水処理場（当該下水処理場を含む。）から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場（前号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成二十年三月三十一日までの間、汚水リットルにつき窒素含有量は五十三グラム、燐含有量は四・五ミリグラムとする。</p> <p>五 し尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場（第三号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成十六年九月三十日までの間、汚水リットルにつき燐含有量は、八ミリグラムとする。</p> <p>六 既設の下水処理場（第三号に掲げるものを除く。）のうち、流入している下水を処理する施設の全てに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。</p> <p>備考 新設の指定作業場とは次に掲げる指定作業場をいい、既設の指定作業場とは新設の指定作業場以外の指定作業場をいう。</p> <p>一 平成十三年四月一日以後の着工に係る指定作業場</p> <p>二 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している指定作業場（排水量が五十立方メートル未満のものを除く。）で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）する指定作業場</p> <p>三 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している指定作業場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場</p>
	水域区	水域細区分		

水道水源水域	分	河川	区域	<p>付表第一</p> <p>新設の基準を適用する。</p> <p>四 以上の下水処理場（当該下水処理場を含む。）から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場（前号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成二十年三月三十一日までの間、汚水リットルにつき窒素含有量は五十三グラム、燐含有量は四・五ミリグラムとする。</p> <p>五 し尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場（第三号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成十六年九月三十日までの間、汚水リットルにつき燐含有量は、八ミリグラムとする。</p> <p>六 既設の下水処理場（第三号に掲げるものを除く。）のうち、流入している下水を処理する施設の全てに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。</p> <p>備考 新設の指定作業場とは次に掲げる指定作業場をいい、既設の指定作業場とは新設の指定作業場以外の指定作業場をいう。</p> <p>一 平成十三年四月一日以後の着工に係る指定作業場</p> <p>二 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している指定作業場（排水量が五十立方メートル未満のものを除く。）で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）する指定作業場</p> <p>三 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している指定作業場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場</p>
	水域区	水域細区分		

水道水源水域	分	河川	区域	<p>付表第一</p> <p>新設の基準を適用する。</p> <p>四 以上の下水処理場（当該下水処理場を含む。）から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場（前号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成二十年三月三十一日までの間、汚水リットルにつき窒素含有量は五十三グラム、燐含有量は四・五ミリグラムとする。</p> <p>五 し尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場（第三号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成十六年九月三十日までの間、汚水リットルにつき燐含有量は、八ミリグラムとする。</p> <p>六 既設の下水処理場（第三号に掲げるものを除く。）のうち、流入している下水を処理する施設の全てに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。</p> <p>備考 新設の指定作業場とは次に掲げる指定作業場をいい、既設の指定作業場とは新設の指定作業場以外の指定作業場をいう。</p> <p>一 平成十三年四月一日以後の着工に係る指定作業場</p> <p>二 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している指定作業場（排水量が五十立方メートル未満のものを除く。）で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）する指定作業場</p> <p>三 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している指定作業場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場</p>
	水域区	水域細区分		



城南水域	<p>次に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域</p> <p>一 古川（左岸 港区海岸一丁目十五番地地先から上流に限る。右岸 港区海岸二丁目七番地地先から上流に限る。）</p> <p>二 目黒川（左岸 品川区東品川一丁目三十九番地地先 右岸 品川区東品川三丁目八番地地先から上流に限る。）</p> <p>三 目黒川派川（左岸 港区港南二丁目 右岸 品川区東品川一丁目三番地地先から上流に限る。）</p> <p>四 立会川（左岸 品川区東大井二丁目二十七番地地先 右岸 品川区南大井一丁目六番地地先から上流に限る。）</p> <p>五 内川（左岸 大田区大森東一丁目三十六番地地先 右岸 大田区大森東一丁目三十七番地地先から上流に限る。）</p>
	<p>〔左岸 江東区豊洲二丁目一番地地先 右岸 中央区晴海二丁目二番地東端から隅田川本川との分脈点までの区域に限る。〕</p> <p>六 埼玉県境から下流の新河岸川</p> <p>七 埼玉県境から中川合流点に至る区間の綾瀬川</p> <p>八 白子川、黒目川、柳瀬川、野火止用水及び不老川（いずれの河川も、埼玉県境から上流に限る。）</p> <p>九 江東河川（荒川右岸（江東区新砂三丁目七番地地先）南端から江東区枝川一丁目南端をへて相生橋東端（江東区越中島二丁目一番地地先）に至る陸岸から地先海域に流入する公共用水域）</p>

九 島しょ及びその海域	伊豆諸島及び小笠原諸島内の河川及びその周辺海域。
八 東京湾水域	江戸川区の江戸川河口右岸から大田区の多摩川河口左岸に至る東京都に属する陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域で他の水域に属しない水域。以下上欄に掲げる水域において同じ。
七 境川水域	境川本川（神奈川県境から上流に限る。）及びこれに流入する公共用水域。以下上欄に掲げる水域において同じ。
六 鶴見川水域	鶴見川本川（東京都と神奈川県境（以下、神奈川県境）と上流に限る。）及び恩田川（神奈川県境から上流に限る。）並びにこれらに流入する公共用水域。以下上欄に掲げる水域において同じ。
四 成木川特定水域	荒川水域のうち成木川本川及びこれに流入する公共用水域
三 浅川特定水域	多摩川水域のうち浅川本川（南浅川合流点から下流を除く。）及びこれに流入する公共用水域
二 多摩川特定水域	多摩川水域のうち多摩川本川（拝島橋から下流を除く。）及びこれに流入する公共用水域
一 江戸川特定水域	江戸川水域のうち江戸川本川及びこれに流入する公共用水域
特定水域名	区 域

付表第一



第一種 区域	第二種 区域
<p>と、及び第二種 低層住居専用地域（以下、「第二種低層住居専用地域」という。）</p> <p>二 平成十一年東京都告示第二百五十九号により地域の類型AAの該当地域として指定された地域（以下、「AA地域」という。）</p> <p>三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	<p>一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域（以下、「第一種中高層住居専用地域」という。）及び第二種中高層住居専用地域（以下、「第二種中高層住居専用地域」という。）であつて第一種区域に該当する区域を除く地域</p> <p>二 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた第一種住居地域（以下、「第一種住居地域」という。）、第二種住居地域（以下、「第二種住居地域」という。）、及び準住居地域（以下、「準住居地域」という。）</p> <p>三 都市計画法第八条第一項第一号の規定による用途地域として定められていない地域（以下、「無指定地域」という。）であつて第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く地域</p> <p>四 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域（以下、「近隣商業地域」という。）、商業地域（以下、「商業地域」という。）、準工業地域（以下、「準工業地域」という。）、工業地域（以下、「工業地域」という。）、及び工業専用地域（以下、「工業専用地域」という。）のうち第一種区域に接する地域であつて第一種区域の周囲三十メートル以内の地域（以下、「第一特別地</p>
<p>午後七時 から 午後十一時 まで</p> <p>四〇</p>	<p>午後七時 から 午後十一時 まで</p> <p>四〇</p>

第一種 区域	種別	区域の区分	時間の区分	上欄	中欄	下欄
第一種区域	第一種区域	都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域（以下、「第一種低層住居専用地域」という。）、及び第二種低層住居専用地域（以下、「第二種低層住居専用地域」という。）	午前六時から午後七時	四〇	四五	五〇
			午前八時から午後七時	四五	四〇	四〇

付表

備考

一 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。

二 騒音の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

三 騒音の測定方法は、日本工業規格Z八七三三に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

（一）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が小さい場合は、その指示値とする。

（二）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値（環境騒音にあつては、すべての指示値の平均値。以下（三）及び（四）の場合において同じ。）とする。

（三）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の九〇パーセントレンジの上端の数値とする。

（四）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九〇パーセントレンジの上端の数値とする。

掲げる音量未満であるときは同欄に掲げる音量とし、付表上欄に掲げる音量を超えるときは同欄に掲げる音量とする。





六 振 動	種 別	該 当 地 域	区 域 の 区 分	第一種	第一種低層住居専用地域	午前八時	工 場 及 び 指 定 作 業 場 の 敷 地 と 隣 地 の 境 界 線 に お け る 地 盤 の 振 動 の 大 き さ ( 単 位 デ シ ベル )
				第二種	第二種低層住居専用地域	午前八時	
				第三種	第三種中高層住居専用地域	午後七時	
				第四種	第四種中高層住居専用地域	午後七時	
				第五種	第五種住居地域	午後七時	
				第六種	第六種住居地域	午後七時	
				第七種	第七種住居地域	午後七時	

六 振 動	種 別	該 当 地 域	区 域 の 区 分	第一種	第一種低層住居専用地域	午前八時	工 場 の 敷 地 と 隣 地 の 境 界 線 に お け る 地 盤 の 振 動 の 大 き さ ( 単 位 デ シ ベル )
				第二種	第二種低層住居専用地域	午前八時	
				第三種	第三種中高層住居専用地域	午後七時	
				第四種	第四種中高層住居専用地域	午後七時	
				第五種	第五種住居地域	午後七時	
				第六種	第六種住居地域	午後七時	
				第七種	第七種住居地域	翌日午前八時	
				第八種	無指定地域(第二種区域に該当)	翌日午前八時	

六 振 動

六 振 動	種 別	該 当 地 域	区 域 の 区 分	工 場 の 敷 地 と 隣 地 の 境 界 線 に お け る 地 盤 の 振 動 の 大 き さ ( 単 位 デ シ ベル )	<p>ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、病院、医療法第一条の五第三項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものを限る。以下「診療所」という。)、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館(以下「図書館」という。)、及び老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。))の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く。)に係る音量は、各欄に掲げる音量から五デシベルを減じた音量(五デシベルを減じた音量が四〇デシベル以下であるときは、四〇デシベル)とする。</p>	午後八時から	午後八時	午後八時
						午後五時	午後五時	午後五時
						午後五時	午後五時	午後五時
						午後五時	午後五時	午後五時

七 悪臭	<p>備考</p> <p>一 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。</p> <p>二 振動の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。</p> <p>三 振動の測定方法は、日本工業規格Z八七三五に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(二) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(三) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔・百個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の八十八パーセントレンジの上端の数値とする。</p>	<p>八 無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く。）</p>	<p>翌日午前八時 時まで</p>	<p>六五</p>
		<p>第二種区域</p> <p>一 近隣商業地域</p> <p>二 商業地域</p> <p>三 準工業地域</p> <p>四 工業地域</p> <p>五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	<p>午後八時から 翌日午前八時まで</p>	<p>六〇</p>

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲におおむね五十メートルの区域内の工場又は指定作業場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。

二 振動規制法第三条第一項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第二条第二項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第八十一条第三項（第八十二条第二項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

三 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場 適用しない。

七 悪臭	<p>備考</p> <p>一 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。</p> <p>二 振動の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。</p> <p>三 振動の測定方法は、日本工業規格Z八七三五に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(二) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(三) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔・百個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の八十八パーセントレンジの上端の数値とする。</p>	<p>する区域を除く。）</p>	<p>午前八時から 午後八時まで</p>	<p>六五</p>
		<p>第二種区域</p> <p>一 近隣商業地域</p> <p>二 商業地域</p> <p>三 準工業地域</p> <p>四 工業地域</p> <p>五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	<p>午後八時から 翌日午前八時まで</p>	<p>六〇</p>

ただし、次の各号に掲げる工場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲におおむね五十メートルの区域内の工場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。

二 振動規制法第三条第一項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場のうち同法第二条第二項に規定する特定工場等である工場 第十七条第三項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）において規制基準として適用する場合を除き、適用しない。

三 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場 適用しない。

種別	区域の区分	
	第一種	第二種
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第三種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	第一種近隣商業地域 第二種商業地域 第三種準工業地域 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	第三種工業地域 工業専用地域 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面
排出口から大気中に排出される悪臭の一作業期間の平均の状態	臭気濃度 三〇〇	臭気濃度 一、〇〇〇
工場敷地と隣地との境界線の地表における悪臭の状態	臭気濃度 一〇	臭気濃度 二〇

備考  
一 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気中で臭気を感じられなくなるまで希釈をした場合の当該希釈の倍数をいう。以下同じ。  
二 悪臭の測定は、知事が告示により定める方法により行うものとする。

別表第八 位置の制限及び現況届等対象工場（第七十八条、第八十六条関係）

種別	区域の区分	
	第一種	第二種
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第三種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	第一種近隣商業地域 第二種商業地域 第三種準工業地域 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	第三種工業地域 工業専用地域 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面
排出口から大気中に排出される悪臭の一作業期間の平均の状態	臭気濃度 三〇〇	臭気濃度 一、〇〇〇
工場敷地と隣地との境界線の地表における悪臭の状態	臭気濃度 一〇	臭気濃度 二〇

備考  
一 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気中で臭気を感じられなくなるまで希釈をした場合の当該希釈の倍数をいう。以下同じ。  
二 悪臭の測定は、知事が告示により定める方法により行うものとする。

別表第五 位置の制限及び現況届等対象工場（第十二条、第二十七条関係）

- 
- 一 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煨焼炉で、原料の処理能力が一施設一時間当たり一トン以上のものを有する工場
  - 二 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が〇・五平方メートル以上のもので又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が一時間当たり五十リットル以上のものを有する工場
  - 三 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものを有する工場
  - 四 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
  - 五 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
  - 六 レイミクスコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
  - 七 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋳打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
  - 八 金属の鍛造で重量が〇・五トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
  - 九 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアル

- 
- 一 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煨焼炉で原料の処理能力が一施設一時間当たり一トン以上のものを有する工場
  - 二 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が〇・五平方メートル以上のもので又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が一時間当たり五十リットル以上のものを有する工場
  - 三 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものを有する工場
  - 四 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
  - 五 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
  - 六 レイミクスコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
  - 七 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋳打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
  - 八 金属の鍛造で重量が〇・五トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
  - 九 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、クロールズルホン酸、クローム化合物、ホル
-

デヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

(削除)

ムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、パークレン若しくはトリクレンを発生させるもの

別表第六 指定作業場に適用する規制基準（第三十六条関係）

ばい煙		施設	種類	方法・用途による区分	規模の区分	排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量(単位標準状態に換算した立方メートル毎時)	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるのばいじんの量(単位グラム)
〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	ボイラー (伝熱面積が五平方メートル以上のもの) に限り、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの 及び希硫酸を燃料として専焼させるもの	1 ガスを専焼させるもの	総排出物量が四万立方メートル以上	$S = K_o \times 10^{-10} \times H_e$ $S = K_n \times 10^{-10} \times H_e$ <p>これらの式において、S、S<sub>n</sub>、K<sub>o</sub>、K<sub>n</sub>及びH<sub>e</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>S 施設(特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市(旧保谷市に限る。))の区域にあつては、昭和四十七年一月</p>	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるのばいじんの量(単位グラム)  下二段に掲げる施設以外の区域において昭和四十六年六月二十五日から昭和五十七年五月三十一日までの間に着工された施設
〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五					特別区の存する区域
〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五					特別区の存する区域

		のを除く、)		2 重油その 他の液体燃料 を専焼させる もの並びにガ ス及び液体燃 料を混焼させ るもの		3 石炭を燃 焼させるもの	
が四万立方メ ートル以上二	総排出物量 が四万立方メ ートル以上二	総排出物量 が四万立方メ ートル以上二 トール未満	総排出物量 が一萬立方メ ートル以上四 萬立方メート ル未満	総排出物量 が一萬立方メ ートル以上四 萬立方メート ル未満	総排出物量 が二〇万立方 メートル以上	総排出物量 が二〇万立方 メートル以上	総排出物量 が二〇万立方 メートル以上
○・二〇	○・二〇	○・二〇	○・二〇	○・二五	○・一〇	○・一〇	○・一〇
○・二〇	○・二〇	○・二〇	○・二〇	○・二〇	○・一〇	○・一〇	○・一〇
○・一〇	○・一〇	○・一〇	○・一〇	○・一五	○・〇五	○・〇五	○・〇五

五日において既に設置され、又は着工されているものに限る。）から大気中に排出されるいおう酸化物の量

S' 特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市に限る。）の区域内において昭和四七年一月六日以後に着工した施設から大気中に排出されるいおう酸化物の量

Ko 別表第四一（付表第一に定めるKoに同じ。

Kn 別表第四一（付表第一に定めるKnに同じ。

He 別表第四一（付表第一に定めるHeに同じ。

備考

		二 廃棄物焼却炉（火格子面積が〇・五平方メートル以上のものに 限る。）					
2 1に掲げるもの以外のもの	1 連続式のもの	総排出物量が四万立方メートル未満	総排出物量が四万立方メートル以上	総排出物量が四万立方メートル未満	総排出物量が四万立方メートル以上	総排出物量が四万立方メートル未満	〇万立方メートル未満
〇・五〇	〇・五〇	〇・一五	〇・一五	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	
〇・四〇	〇・二〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	
〇・二五	〇・一五	〇・〇八	〇・〇八	〇・二〇	〇・一五	〇・一五	

- 一 いろいろ酸化物の測定方法は、工場のいろいろ酸化物に係る測定方法の例による。
- 二 この表の下欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21}{21 - O_2} \cdot C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、Q<sub>s</sub> 及び C<sub>s</sub> は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C ばいじんの量 (単位 グラム)
- O<sub>n</sub> 一の項に掲げる施設のうち次の表の上欄に掲げるものにあつては同表の下欄に掲げる値とし、一の項に掲げる施設のうち次の表の上欄に掲げるもの以外のもの及び二の項に掲げる施設にあつては O<sub>s</sub> と同じ値とする。
- ガスを専焼させるもの
- 五 重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるものであつて、総排出量が一万立方メートル以上のもの
- 六 石炭を燃焼させるもの

Os 総排出物中の酸素の濃度 (当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単位 百分率)

Cs 日本工業規格 Z 八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)

- 三 この表の下欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (一時間につき合計六間分を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれないものとする。

有害ガス	
有害ガスの種類	施設の種類の種類
	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物の有害ガスの一作業期間の平均の量 (単位 立方センチメートル) (硫酸 (三酸化) おうを含む)、クロム酸及び塩化スルホン

一	アンモニア	アンモニアを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	酸にあってはミリグラム)
二	弗素及び弗素化合物	弗素又は弗素化合物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
三	シアン化水素	シアン化水素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
四	一酸化炭素	一酸化炭素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇〇
五	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒドを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
六	硫化水素	硫化水素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
七	塩化水素	塩化水素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二五
八	アクリロレイン	アクリロレインを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五
九	二酸化いおう	二酸化いおうを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇〇
十	臭素及び臭素化合物	臭素及び臭素化合物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	一〇
十一	窒素酸化物	窒素酸化物を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇
十二	フェノール	フェノールを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
十三	硫酸(三酸化いおうを含む。)	硫酸(三酸化いおうを含む。)	一

三 汚水	備考。有害ガスの測定方法は、工場の有害ガスに係る測定方法の例による。	十四 クローム酸	すべてのクローム酸を発生する施設	—
		十五 塩化スルホン酸	塩化スルホン酸を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	—
		十六 ピリジン	ピリジンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	—
		十七 メルカプタン	メルカプタンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	—
		十八 スチレン	スチレンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
		十九 エチレン	エチレンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	二〇〇
		二十 二硫化炭素	二硫化炭素を発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五〇
		二十一 クロールピクリン	クロールピクリンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設	五
		二十二 メタノール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、酢酸エチル、酢酸メチル、酢酸ブチル及びノルマルヘキサン	上欄に掲げる有害ガスのうちのいずれか一以上を発生する施設のうちのばい煙施設及び炭化水素系物質を貯蔵する施設以外の施設	上欄に掲げる有害ガスの合計につき二〇〇のただし、ベンゼンにあつては五〇、トリクロルエチレンにあつては一〇〇、テトラクロルエチレンにあつては一〇〇とする。

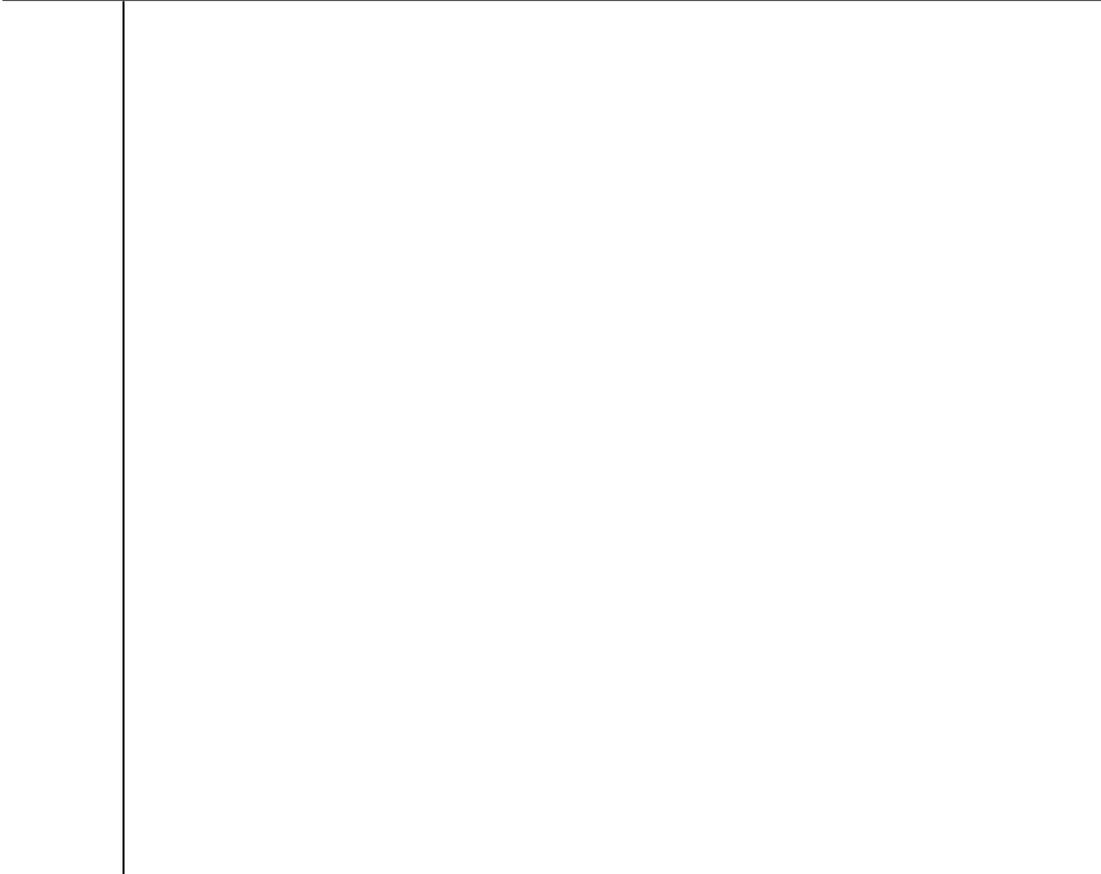
(一) 窒素含有量及び燐含有量を除く汚水の状態等に係る基準

ア 特定の指定作業場に係る基準

(ア) 下水処理場及びし尿処理施設を有する事業場に係る基準

指定作業場の種類 (ア) 下水処理場及びし尿処理施設を有する事業場	指定作業場の種類 水(別)表第四項の付表第一に定める水域をい(う)る
下水処理場 し尿処理施設を有する事業場 昭和四十七年四月一日にお工されて設置され、又は着工されている施設	除く 東京都建設標準法(昭和二)施行規則 排水するもの
浄化槽 平成三年九月三十日以前に設置され、又は着工されている施設(上記の施設を除く)	東京都建設標準法 排水するもの その他区域に排水するもの
指定作業場の排水口から公共用水域に排出される汚水の状態等	東京都建設標準法(昭和二)施行規則 排水するもの その他区域に排水するもの





(1) 指定作業場の種類と畜場と畜舎

備考  
 一 生物化学的酸素要求量は海域を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域に排出される汚水について適用する。  
 二 汚水の検定方法は、工場の汚水に係る検定方法の例による。

PCB	アルキル水銀化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	砒素及び砒素化合物	六価クロム化合物	鉛及び鉛化合物	有機りん化合物	シアン化合物	カドミウム及びカドミウム化合物	大腸菌	ふつぷ素
〇・〇〇三	検出されないこと。	水銀につき 〇・〇〇五	砒素につき 〇・五	六価クロムにつき 〇・五	鉛につき —	—	シアンにつき —	カドミウムにつき 〇・一	三〇〇〇	一五

ただし、下水道法第十條第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係るし尿処理施設を有する事業場にあつては、この表の(二)から(四)までに掲げる項目については、下水処理場に係る当該項目の値を適用する。

■ クロロ	(十) マンガン溶解性	(九) 鉄溶解性	(八) 亜鉛	(七) 銅	(六) フエノール類	(五) ノルキン抽出物		(四) 浮遊物質	(三) 化学的酸素要求量	(二) 生物化学的酸素要求量	(一) 酸素イオン濃度	汚水の状態	指定制場排水の排出水が公共用水域に汚染される状態等
						動物油脂類	植物油脂類						
二	一〇	一〇	五	三	五	三〇		五	六〇	三〇	三〇	水素指定で五・八以上八・六以下	一日の通常排水量が 五〇立方メートル以上 面積が五〇平方メートル以上 又は、豚房の総面積が五〇平方メートル以上 又は、鶏の飼育規模が五〇羽以上 又は、模範以上のもの
									一一〇	六〇	六〇	すべての水域	指定制場排水の排出水が公共用水域に汚染される状態等
									一一〇	八〇	八〇	すべての水域	牛房若しくは馬房の総面積が五〇平方メートル以上 又は、豚房の総面積が五〇平方メートル以上 又は、鶏の飼育規模が五〇羽以上 又は、模範以上のもの
									一八〇	一五〇	一五〇		その他のも

<p>ただし、次の各号に掲げる指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一日の通常の排水量が五十立方メートル未満のと畜場及び豚房の総面積が百平方メートル未満の畜舎（次号に該当するものを除く。）</p> <p>この表の(一)から(三)までに掲げる項目については、適用しない。</p> <p>二 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場 この表の(二)から(四)まで(一日の通常の排水量が五百立方メートル以上)のと畜場にあつては(二)に掲げる項目については、下水処理場に係る当該項目の値を適用する。</p>	<p>PCB</p>	<p>アルキル水銀化合物</p>	<p>検出されないこと。</p>	<p>〇・〇〇三</p>	
<p>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p>	<p>水銀につき</p>	<p>〇・〇〇五</p>	<p>砒素及び砒素化合物</p>	<p>砒素につき</p>	<p>〇・五</p>
<p>六価クロム化合物</p>	<p>六価クロムにつき</p>	<p>〇・五</p>	<p>鉛及び鉛化合物</p>	<p>鉛につき</p>	<p>—</p>
<p>有機燐化合物</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>シアン化合物</p>	<p>シアンにつき</p>	<p>—</p>
<p>カドミウム及びカドミウム化合物</p>	<p>カドミウムにつき</p>	<p>〇・一</p>	<p>大腸菌群数</p>	<p>三、〇〇〇</p>	<p>—</p>
<p>弗素</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>△</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

備考

一 生物化学的酸素要求量は海域を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域に排出される汚水について適用する。

二 汚水の検定方法は、工場の汚水に係る検定方法の例による。

(一) 汚水の状況 汚水の状況等					(二) 生物学的要求量 生物学的要求量					(三) 化学的要素要求量 化学的要素要求量					(四) 浮遊物質 浮遊物質					(五) その他 その他														
指定作業場の排水口から公共用水域に排出される汚水の状況等					水素イオンの濃度					水素イオンの濃度					水素イオンの濃度					水素イオンの濃度														
三〇					五					四〇					二〇					江戸川水域及び多摩川水域					その他の指定作業場に係る基準									
										五〇					二五					六〇										一日の通常の排水量が五〇立方メートル以下				
										一二〇 <small>(境川水域にあっては)</small>					六〇					六〇										一日の通常の排水量が五〇立方メートル以下				
										一六〇 <small>(境川水域にあっては)</small>					七〇					九〇 <small>(境川水域にあっては)</small>										一日の通常の排水量が五〇立方メートル以下				
										二〇〇					一六〇					一六〇										一日の通常の排水量が五〇立方メートル以下				

一ただし、次の各号に掲げる指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 二一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の指定作業場（下水道	合物 水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物 アルキル水銀化合物	検出されないこと。  水銀につき  〇・〇〇五  砒素につき  〇・五  六価クロームにつき  〇・五  鉛につき  一  シアンにつき  一  カドミウムにつき  〇・一  大腸菌群数  三〇〇〇  弗素  一五  クロールマンガン  二  鉄溶解性  一〇  銅溶解性  一〇  錫  五  銅  三  フェノール類  五	〇・〇〇三
---	---	---	-------

指定作業場の種類	指定作業場の区分	窒素含有量(単位)	立方位	1ト	グにラ	量(単)	指定作業場の種類	
							新設指定	既設指定
一	水処理場	二〇	三〇	新設指定	新設指定	一	指定作業場の種類	
二	二 尿処理施設を有する事業場	二〇	四〇	既設指定	新設指定	二	指定作業場の種類	
三	三 尿処理施設を有する事業場	二〇	四〇	既設指定	新設指定	二	指定作業場の種類	
四	四 尿処理施設を有する事業場	二〇	二〇	既設指定	新設指定	二	指定作業場の種類	
五	五 畜舎	二〇	二〇	既設指定	新設指定	二六	指定作業場の種類	
六	六 指定作業場	三〇	四〇	既設指定	新設指定	四	指定作業場の種類	

備考

法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場を除く。( ) この表の(一)から(六)までに掲げる項目については、適用しない。

二 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場(別表第四 四の項の付表第一に定める江戸川水域及び多摩川水域に汚水を排出するものを除く。)

この表の(二)から(四)までに掲げる項目については、下水処理場に係る当該項目の値を適用する。

一 生物化学的酸素要求量は海域を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域に排出される汚水について適用する。

二 汚水の検定方法は、工場の汚水に係る検定方法の例による。

(二)窒素含有量及びりん含有量に係る基準

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 1137 335 1283">種別</td> <td data-bbox="335 1137 454 1675">区域の区分</td> <td data-bbox="454 1137 494 1993">四 騒音</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1283 335 1675">該当地域</td> <td data-bbox="335 1675 454 1843">時間の区分</td> <td data-bbox="454 1137 494 1993"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1843 335 1993">音量(デ)</td> <td data-bbox="335 1843 454 1993">指定作業場の敷地と隣地との境界線における</td> <td data-bbox="454 1137 494 1993"></td> </tr> </table>	種別	区域の区分	四 騒音	該当地域	時間の区分		音量(デ)	指定作業場の敷地と隣地との境界線における		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 1137 678 1249">備考</td> <td data-bbox="678 1137 1345 1993"> <p>この基準の適用については、次に掲げるところによる。</p> <p>一 一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の指定作業場については、いずれの項目も適用しない。</p> <p>二 この基準は、別表第四の頂付表第一に定める水域のうち、江戸川水域、多摩川水域、多摩川水域(下流)、荒川水域、城南水域、鶴見川水域及び東京湾水域に汚水を排出する指定作業場についてのみ適用する。</p> <p>三 二以上の下水処理場(当該下水処理場を含む。)から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場に係る既設指定作業場の基準は、平成二十年三月三十一日までの間、汚水一立方メートル当たり窒素含有量は五〇グラム、燐含有量は四・五グラムとする。</p> <p>四 尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場に係る既設指定作業場の基準は、平成十六年九月三十日までの間、汚水一立方メートル当たり燐含有量は八グラムとする。</p> <p>五 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設のすべてに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設指定作業場の値を適用する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1249 678 1373">新設指定作業場とは平成十一年四月一日以後の着工に係る指定作業場をいう。</td> <td data-bbox="678 1249 1345 1373"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1373 678 1496">既設指定作業場とは、平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている指定作業場をいう。</td> <td data-bbox="678 1373 1345 1496"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1496 678 1993">窒素含有量及び燐含有量の検定は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法による。</td> <td data-bbox="678 1496 1345 1993"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 1137 1345 1249">位置(立方メートル)</td> <td data-bbox="1189 1249 1345 1373">既設指定作業場</td> <td data-bbox="1189 1373 1345 1496">三</td> <td data-bbox="1189 1496 1345 1619">三</td> <td data-bbox="1189 1619 1345 1742">六</td> <td data-bbox="1189 1742 1345 1865">一六</td> <td data-bbox="1189 1865 1345 1989">一六</td> <td data-bbox="1189 1989 1345 2112">六</td> </tr> </table>	備考	<p>この基準の適用については、次に掲げるところによる。</p> <p>一 一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の指定作業場については、いずれの項目も適用しない。</p> <p>二 この基準は、別表第四の頂付表第一に定める水域のうち、江戸川水域、多摩川水域、多摩川水域(下流)、荒川水域、城南水域、鶴見川水域及び東京湾水域に汚水を排出する指定作業場についてのみ適用する。</p> <p>三 二以上の下水処理場(当該下水処理場を含む。)から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場に係る既設指定作業場の基準は、平成二十年三月三十一日までの間、汚水一立方メートル当たり窒素含有量は五〇グラム、燐含有量は四・五グラムとする。</p> <p>四 尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場に係る既設指定作業場の基準は、平成十六年九月三十日までの間、汚水一立方メートル当たり燐含有量は八グラムとする。</p> <p>五 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設のすべてに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設指定作業場の値を適用する。</p>	新設指定作業場とは平成十一年四月一日以後の着工に係る指定作業場をいう。		既設指定作業場とは、平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている指定作業場をいう。		窒素含有量及び燐含有量の検定は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法による。		位置(立方メートル)	既設指定作業場	三	三	六	一六	一六	六
種別	区域の区分	四 騒音																								
該当地域	時間の区分																									
音量(デ)	指定作業場の敷地と隣地との境界線における																									
備考	<p>この基準の適用については、次に掲げるところによる。</p> <p>一 一日の通常の排水量が五十立方メートル未満の指定作業場については、いずれの項目も適用しない。</p> <p>二 この基準は、別表第四の頂付表第一に定める水域のうち、江戸川水域、多摩川水域、多摩川水域(下流)、荒川水域、城南水域、鶴見川水域及び東京湾水域に汚水を排出する指定作業場についてのみ適用する。</p> <p>三 二以上の下水処理場(当該下水処理場を含む。)から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場に係る既設指定作業場の基準は、平成二十年三月三十一日までの間、汚水一立方メートル当たり窒素含有量は五〇グラム、燐含有量は四・五グラムとする。</p> <p>四 尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場に係る既設指定作業場の基準は、平成十六年九月三十日までの間、汚水一立方メートル当たり燐含有量は八グラムとする。</p> <p>五 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設のすべてに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設指定作業場の値を適用する。</p>																									
新設指定作業場とは平成十一年四月一日以後の着工に係る指定作業場をいう。																										
既設指定作業場とは、平成十一年三月三十一日において既に設置され、又は着工されている指定作業場をいう。																										
窒素含有量及び燐含有量の検定は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法による。																										
位置(立方メートル)	既設指定作業場	三	三	六	一六	一六	六																			

第三種区域	第二種区域	第一種区域
<p>一 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であつて、第一特別地域に該当する地域を除く地域</p> <p>二 第二特別地域</p> <p>三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	<p>一 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域であつて第一種区域に該当する区域を除く地域</p> <p>二 第一種住居地域</p> <p>三 第二種住居地域</p> <p>四 準住居地域</p> <p>五 無指定地域（第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。）</p> <p>六 第一特別地域</p>	<p>一 第一種低層住居専用地域</p> <p>二 第二種低層住居専用地域</p> <p>三 AA地域</p> <p>四 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>
<p>午前八時から</p> <p>午後八時まで</p>	<p>午前六時から</p> <p>午後八時まで</p> <p>翌日午前六時から</p> <p>午後十一時まで</p> <p>午後七時から</p> <p>午後七時から</p> <p>午前八時から</p> <p>午後八時まで</p>	<p>午前六時から</p> <p>午前八時まで</p> <p>午後七時から</p> <p>午後七時まで</p> <p>午後十一時から</p> <p>午後十一時まで</p> <p>翌日午前六時から</p> <p>午後十一時から</p> <p>午後七時から</p> <p>午後七時まで</p>
<p>六〇</p>	<p>五五</p> <p>四五</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>四五</p>	<p>四〇</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>四〇</p>

シヘル)

五 振動	<p style="text-align: center;">区域の区分</p>				
種別					
該当地域	<p style="text-align: center;">時間の区分</p>				
指定作業場の敷地と隣地との境界線における振動の大きさ(単位：デシベル)	<p>ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く。)における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。</p> <p>備考 騒音の測定方法は、工場の騒音に係る測定方法の例による。</p>				
第四種区域	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">         一 工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。)          二 第三特別地域          三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面       </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">         午後 八時から          午後 八時まで          午後 八時から          午後 八時まで          午前 八時から          午前 八時まで          午前 六時から          午前 六時まで          翌日午前六時から          翌日午前六時まで       </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">         五五          六〇          七〇          六〇          五〇          五五       </td> </tr> </table>		一 工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。) 二 第三特別地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後 八時から 午後 八時まで 午後 八時から 午後 八時まで 午前 八時から 午前 八時まで 午前 六時から 午前 六時まで 翌日午前六時から 翌日午前六時まで	五五 六〇 七〇 六〇 五〇 五五
	一 工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。) 二 第三特別地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後 八時から 午後 八時まで 午後 八時から 午後 八時まで 午前 八時から 午前 八時まで 午前 六時から 午前 六時まで 翌日午前六時から 翌日午前六時まで	五五 六〇 七〇 六〇 五〇 五五		

種別		区域の区分	区域第一種	区域第二種
一 第一種低層住居専用地	二 第二種低層住居専用地			
排出口から大気中に排出される悪臭の一作業期間の平均の状態		工場敷地との境界線の地表における悪臭の状態	午前八時から七時まで	午前八時から八時まで
			六〇	六五
			五五	六〇

六 悪臭

ただし、次の各号に掲げる指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲におおむね五十メートルの区域内の指定作業場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。  
二 振動規制法第三条第一項の規定に基づき知事が指定する地域内の作業場のうち同法第二条第二項に規定する特定工場等である指定作業場適用しない。  
三 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている指定作業場適用しない。

備考 振動の測定方法は、工場の騒音に係る測定方法の例による。

<p>別表第九 指定建設作業（第二百二十五条関係）</p> <p>一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機若しくはくい打くい抜機（加圧式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業</p> <p>二 鋏打機又はインパクトレンチを使用する作業</p> <p>三 さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。）</p> <p>四 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他</p>	
---	--

<p>別表第七 指定建設作業（第五十九条関係）</p> <p>一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機若しくはくい打くい抜機（加圧式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業</p> <p>二 びよう打機又はインパクトレンチを使用する作業</p> <p>三 さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。）</p> <p>四 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他</p>	<table border="1"> <tr> <td>区域 第一種</td> <td>区域 第二種</td> <td>区域 第三種</td> </tr> <tr> <td>三 第一種中高層住居専用 四 第二種中高層住居専用 五 第一種住居地域 六 第二種住居地域 七 準住居地域 八 無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）</td> <td>一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域 四 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面</td> <td>一 工業地域 二 工業専用地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面</td> </tr> <tr> <td>臭気濃度 三〇〇</td> <td>臭気濃度 五〇〇</td> <td>臭気濃度 一、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>臭気濃度 一〇</td> <td>臭気濃度 一五</td> <td>臭気濃度 二〇</td> </tr> </table> <p>備考 悪臭の測定方法は、工場の騒音に係る測定方法の例による。</p>	区域 第一種	区域 第二種	区域 第三種	三 第一種中高層住居専用 四 第二種中高層住居専用 五 第一種住居地域 六 第二種住居地域 七 準住居地域 八 無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域 四 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面	一 工業地域 二 工業専用地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気濃度 三〇〇	臭気濃度 五〇〇	臭気濃度 一、〇〇〇	臭気濃度 一〇	臭気濃度 一五	臭気濃度 二〇
区域 第一種	区域 第二種	区域 第三種											
三 第一種中高層住居専用 四 第二種中高層住居専用 五 第一種住居地域 六 第二種住居地域 七 準住居地域 八 無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域 四 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面	一 工業地域 二 工業専用地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面											
臭気濃度 三〇〇	臭気濃度 五〇〇	臭気濃度 一、〇〇〇											
臭気濃度 一〇	臭気濃度 一五	臭気濃度 二〇											

---

これらに類する掘削機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。）

五 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

六 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。）

七 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二百キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業

八 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。）

九 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係

---

これらに類する掘削機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。）

五 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

六 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。）

七 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二百キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業

八 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。）

九 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係

る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。）

別表第十 深夜制限営業（第百三十二条関係）

- 一 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定するもの。ただし、専ら仕出しを目的とするもの、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）
- 二 喫茶店営業（食品衛生法施行令第五条第二号に規定するもの。ただし、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）
- 三 ガソリンスタンド営業（ガソリンスタンドのうち自動車用燃料の販売を業とするもの）
- 四 液化石油ガススタンド営業（液化石油ガススタンドのうち液化石油ガス販売を業とするもの）
- 五 ポーリング場営業
- 六 バッティングセンター営業
- 七 スイミングプール営業
- 八 ゴルフ練習場営業
- 九 小売業（売場面積が二百五十平方メートル以上の小

る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。）

別表第八 深夜禁止営業（第六十七条関係）

- 一 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定するもの。ただし、専ら仕出しを目的とするもの、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）
- 二 喫茶店営業（食品衛生法施行令第五条第二号に規定するもの。ただし、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）
- 三 ガソリンスタンド営業（ガソリンスタンドのうち自動車用燃料の販売を業とするもの）
- 四 液化石油ガススタンド営業（液化石油ガススタンドのうち液化石油ガスの販売を業とするもの）
- 五 ポーリング場営業
- 六 バッティングセンター営業
- 七 スイミングプール営業
- 八 ゴルフ練習場営業

売業に限る。)

別表第十一 深夜制限作業(第三百三十二条関係)

材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準(第三百三十二条関係)

種別	区域区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位デシベル)
第一種区域 一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 AA地域 四 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面	一 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域であって第一種区域に該当する区域を除く地域 二 第一種住居地域 三 第二種住居地域 四 準住居地域 五 無指定地域(第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。) 六 第一種特別地域	四〇
第三種区域 一 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であって第一種特別地域に該当する地域を除く地域 二 第二種特別地域 三 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面		五〇
第四種区域 一 工業地域(第一種特別地域及び第二種特別地域に該当する地域を除く。) 二 第三種特別地域 三 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面		五五

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する

別表第九 深夜禁止作業(第六十七条関係)

材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業

学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内（第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く。）における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準（第三百三十六条関係）  
騒音

種別	区域の区分	騒音	
		音源の存する敷地と隣地との境界線における音量（単位：デシベル）	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量（単位：デシベル）
一 近隣商業地域（第一種区域）	一 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域であつて第一種区域に該当する区域を除く。	午前六時から午前八時まで	四〇
	二 無指定地域（第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	午後七時から午後十一時まで	四五
	三 第一種低層住居専用地域	午後十一時から翌日午前六時まで	四五
	四 AA地域	午後七時から午後十一時まで	四五
	五 東京都文教地区建築条例（昭和二十五年東京都条例第八十八号）第二十条の規定により定められた第一種文教地区	午後七時から午後十一時まで	四五

別表第十 日常生活等に適用する規制基準（第六十八条関係）  
ばい煙

ばい煙  
排出口から大気中に排出されるばい煙の濃度  
廃棄物焼却炉、リンゲルマンばい煙濃度二度  
ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はその掃除を行う場合において一時間につき合計六分を超えないとき、又は保安上やむを得ない場合は、適用しない。

種別	区域の区分	騒音	
		音源の存する敷地と隣地との境界線における音量（単位：デシベル）	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量（単位：デシベル）
一 第一種中高層住居専用地域	一 第一種低層住居専用地域	午前六時から	四〇
	二 第二種低層住居専用地域	午前八時から	四五
	三 AA地域	午後七時から	四五
	四 東京都文教地区建築条例（昭和二十五年東京都条例第八十八号）第二十条の規定により定められた第一種文教地区	午後七時から	四五
	五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後七時から午後十一時まで	四五

第四種区域		第三種区域	
商業地域であつて知事が指定する地域		域に該当する区域を除く。 二 商業地域（第一種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。） 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	
午後八時から 午後十一時まで	午後八時から 午後十一時まで	午前八時から 午後八時まで	午前八時まで
五五	六〇	五五	六〇

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。

第四種区域		第三種区域		第二種区域	
商業地域であつて知事が指定する地域		一 近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。） 二 商業地域（第一種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。） 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面		一 域に該当する区域を除く。 二 無指定地域（第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	
午後八時から	午後八時から	午後八時から	午後八時から	午後七時から	午後七時から
六〇	七〇	六〇	五五	四五	五〇

二 振動

種別	区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位:デシベル)
	第一種区域	第二種区域		
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	午前八時から	六〇
第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	午後七時まで	
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	午後七時から	五五
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	翌日午前八時まで	
第一種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	午後八時から	六五
第二種住居地域	準工業地域	準工業地域	午後八時まで	
準工業地域	工業地域	工業地域	午後八時から	六〇
工業地域	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	翌日午前八時まで	

種別	区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位:デシベル)
	第一種区域	第二種区域		
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	午前八時から	六〇
第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	午後七時まで	
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	午後七時から	五五
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	翌日午前八時まで	
第一種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	午後八時から	六五
第二種住居地域	準工業地域	準工業地域	午後八時まで	
準工業地域	工業地域	工業地域	午後八時から	六〇
工業地域	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	翌日午前八時まで	

三 振動

種別	区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位:デシベル)
	第一種区域	第二種区域		
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	午後十一時まで	五五
第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	午後十一時から	
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	翌日午前六時まで	五五
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	翌日午前六時から	
第一種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	午後八時から	六五
第二種住居地域	準工業地域	準工業地域	午後八時まで	
準工業地域	工業地域	工業地域	午後八時から	六〇
工業地域	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	翌日午前八時まで	

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

備考 騒音の測定方法は、工場の騒音に係る測定方法の例による。

「五デシベルを減じた値とする。」  
備考 振動の測定方法は、工場及び指定作業場の振動に係る測定方法の例による。

「五デシベルを減じた値とする。」  
備考 振動の測定方法は、工場の振動に係る測定方法の例による。